

足立の環境

令和4年度

事業概要及び実績報告



足立区 環境部

令和5年9月発行

「環境サミット in 足立」宣言文

足立区は、四方を一級河川に囲まれた水と緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境は、私たちの生活にゆとりと潤いを与えてくれる、なくてはならない大切なパートナーでもあります。

しかしながら、永年にわたり、人間が経済最優先の物質的な繁栄を求め続けたことにより、環境は置き去りにされ、地球温暖化は加速的に進行してしまいました。その影響は、生態系の変化、氷河の融解など、具体的な形となって現れはじめています。

地球温暖化のもたらす危機は、将来世代が直面する「未来の危機」であるばかりではありません。海面上昇による影響は、海拔0メートル地帯を多く抱える足立区にとって、区民の生命、財産、健康をも脅かしうる「今そこにある直接的な危機」でもあるのです。

この身近に迫る地球温暖化の影響を最小限に食い止め、ふるさと地球を確実に未来に引き継ぐためには、私たちが今すぐにできることから、一つひとつ地球環境に配慮した行動をとっていくことが何よりも大切です。

足立区は、全ての区民、事業者、そして、国や全国自治体と手をたずさえ、高い志をもった「日本一地球にやさしいひとのまち」を築き上げることを通じて、地球温暖化防止に貢献していくことを、ここに宣言いたします。

平成20年6月21日

足立区では地球温暖化対策の現状とその防止策の必要性を区民のみなさんと考えるきっかけとして、平成20年度に「環境サミット in 足立」を開催し、地球温暖化防止に貢献していくことを宣言しました。



足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭

2021年3月23日、足立区と足立区議会が共同で、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ（※）を目指すことを宣言しました。これは、地球温暖化の深刻な影響が生じている「気候非常事態」であることを踏まえて、これまでの取組みをさらに進め、オール足立の力を結集し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを表明するものです。

※ 二酸化炭素排出実質ゼロ・・・人為的な発生源による二酸化炭素排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて全体としてゼロを達成すること。

も く じ

第1章 足立区の環境行政	1
1 令和4年度の環境行政	1
2 第三次足立区環境基本計画改定版〈環境政策課〉	4
3 足立区環境審議会〈環境政策課〉	9
第2章 各柱の対策と取組み	10
柱1 地球温暖化・エネルギー対策	10
1 足立区地球温暖化対策実行計画〈環境政策課〉	10
2 足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画〈環境政策課〉	11
3 電力の調達に関する環境配慮〈環境政策課〉	12
施策群1-1 エネルギーの効率的な利用	13
1 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金〈環境政策課〉	13
2 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金〈環境政策課〉	14
3 省エネリフォーム補助金〈環境政策課〉	15
4 節湯型シャワーヘッド購入費補助金〈環境政策課〉	16
5 低公害車買換え支援事業利子補給金等〈環境政策課〉	16
6 電気自動車等購入費補助金〈環境政策課〉	17
7 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金〈環境政策課〉	18
8 雨水タンク設置費補助金〈環境政策課〉	19
9 節電応援キャンペーン〈環境政策課〉	20
10 その他の事業〈環境政策課〉	21
施策群1-2 再生可能エネルギーの利用拡大	22
1 太陽エネルギー利用システム設置費補助金〈環境政策課〉	22
2 蓄電池・HEMS設置費補助金〈環境政策課〉	25
3 再エネ100電力導入サポートプラン協力金〈環境政策課〉	26
施策群1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの推進	27
1 カーボン・オフセット〈環境政策課〉	27
施策群1-4 気候変動による被害回避・軽減	28
1 気候変動適応対策エアコン購入費補助金〈環境政策課〉	28
柱2 循環型社会の構築	29
施策群2-1 リデュースとリユースの推進	29
1 資源になる紙類の回収促進〈足立清掃事務所〉	29
2 フードドライブ〈ごみ減量推進課〉	29
3 食品ロスの推計量〈ごみ減量推進課〉	30
4 ごみ分別アプリ〈足立清掃事務所〉	30
5 ウォーターサーバー設置〈環境政策課〉	31
施策群2-2 廃棄物の適正な排出と処理	32
1 資源の循環利用の推進〈足立清掃事務所〉	32
2 行政回収事業〈足立清掃事務所〉	32
3 燃やさないごみ資源化事業〈足立清掃事務所〉	34
4 粗大ごみ資源化事業〈足立清掃事務所〉	35
5 粗大ごみ再活用プロジェクト〈足立清掃事務所〉	36
6 集団回収活動支援〈ごみ減量推進課〉	37
7 3R推進事業〈ごみ減量推進課〉	38

施策群 2-3 持続可能な資源利用への転換	45
1 足立区の清掃事業〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	45
2 し尿・浄化槽汚泥収集〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	54
3 資源の持去り対策〈ごみ減量推進課〉	55
4 ごみの排出指導業務〈ごみ減量推進課・足立清掃事務所〉	56
5 浄化槽の設置等届出の受理及び指導〈ごみ減量推進課〉	59
6 その他の事業〈足立清掃事務所〉	60
柱 3 生活環境の維持・保全	61
施策群 3-1 生活環境の保全と公害対策の推進	61
1 環境公害対策事業〈生活環境保全課〉	61
施策群 3-2 快適で美しいまちづくり	71
1 生活環境保全対策事業〈生活環境保全課〉	71
2 不法投棄〈生活環境保全課〉	73
3 落書き対策〈生活環境保全課〉	76
柱 4 自然環境・生物多様性の保全	78
施策群 4-1 自然や生物多様性に対する理解の促進	78
1 友好都市と連携した体験・環境学習〈環境政策課〉	78
2 自然観察・自然体験〈環境政策課〉	79
3 野鳥モニターによる区内の野鳥生息調査〈環境政策課〉	80
4 河川魚類等調査〈環境政策課〉	81
5 アプリを活用した区内の生きもの調査〈環境政策課〉	82
柱 5 学びと行動のしくみづくり	86
施策群 5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成	86
1 「地球環境フェア」の開催〈環境政策課〉	86
2 足立区リサイクルセンター「あだち再生館」〈環境政策課〉	87
3 あだち環境ゼミナール〈環境政策課〉	88
4 あだち環境学習教材〈環境政策課〉	89
5 「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクール〈環境政策課〉	90
6 小・中学校環境学習出前講座〈環境政策課〉	91
7 その他の環境学習事業〈環境政策課・足立清掃事務所〉	92
施策群 5-2 環境保全活動の拡大	93
1 環境基金助成事業・環境基金審査会〈環境政策課〉	93
2 グリーン購入の啓発〈環境政策課〉	94
3 エコ活動ネットワーク足立 EANA（いーな）〈環境政策課〉	95

第1章 足立区の環境行政

1 令和4年度の環境行政

(1) 事業実施状況

令和3年3月23日、足立区と足立区議会は共同で「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」に署名した。令和4年3月に策定した第三次足立区環境基本計画改定版の実行計画である足立区脱炭素ロードマップには、脱炭素化を実現するための具体的な取組みとCO₂削減効果量を示し、徹底した省エネルギーや太陽光発電システム等による再生可能エネルギーの拡大と活用、プラスチックごみの削減を含む循環型社会の構築を進め、2050年の目標達成に向けて、オール足立で着実に施策を進めていく。

一方、令和4年度も新型コロナウイルス感染症により、各種イベントや体験型の環境学習事業の中止・縮小など大きな影響を受けた。また、テレワークの実施や外出自粛要請などにより家庭で過ごす時間が増え、家庭ごみの排出量が増加した。こうした中、感染症対策を講じつつ環境パネル展（CO₂ゼロ）などの取組みや安定した清掃収集運搬作業の実施など、創意工夫を重ね事業を展開した。

(2) 主な事業の取組結果（第三次足立区環境基本計画改定版の柱別）

【 柱1 地球温暖化・エネルギー対策 】 P10～P28

太陽エネルギー利用システム設置費補助による再生可能エネルギーの利用拡大、省エネ効果の高い設備機器の設置補助、電気自動車等購入費補助の拡充など、区民の省エネ・創エネ行動の支援を継続した。

【 柱2 循環型社会の構築 】 P29～P60

3R施策とごみの分別徹底について意識啓発を進めるとともに集積所の美化、資源等の持ち帰り対策に取り組み、ビューティフル・ウィンドウズ運動にも貢献した。また、コロナ禍においてもごみ収集業務をストップさせることのないよう作業員の待機場所の分散など感染症対策を徹底し、収集運搬体制を確保した。

【 柱3 生活環境の維持・保全 】 P61～P77

ごみ屋敷対策は美観上課題のある案件を重点的に取り組むとともに、原因者の生活再建を目指し取り組んだ。不法投棄は不法投棄通報協力員との連携のもとに、ピーク時である平成24年度比で60.5%減となった。落書き対策は年2回の重点点検を実施し、消去対応を行い区内美化に取り組んだ。

また、公害対策や土壌汚染対策では、区民の安全・安心に直結する区内の大気や河川水質等の環境状況の定点測定を行った。

【 柱4 自然環境・生物多様性の保全 】 P78～P85

密にならない工夫を行いつつ自然や生物とふれあう自然観察会を実施し、区民の生物多様性についての理解を深めた。また、野鳥モニターによる野鳥生息調査を実施し、区内でよく見られる野鳥特集をSNSで周知するとともに、クビアカツヤカミキリなどの外来種に関する啓発を行った。

【 柱5 学びと行動のしくみづくり 】 P86～P95

環境問題を世界共通の目標であるSDGsに関連付けながら体系的に学ぶことができるよう

小学1年生に「SDGsドリル（環境編）」を、4年生に「あだち環境学習ワークブック」を配付した。また、デジタル教材として「あだち環境学習サイト」を一般公開している。さらに、小・中学校を対象として、環境問題をテーマにした講座を出前方式で実施するなど環境学習を推進した。

令和5年1月には「あだちSDGs映画祭」を実施し、計3作品を上映して、環境分野を中心としたSDGsについて啓発した。

(3) 令和4年度新規・終了事業一覧

ア 新規開始事業

	事業名	内容
1	再エネ100電力導入サポートプラン協力金	再生可能エネルギー100%由来の電力契約に切り替えてくれた方等を対象に協力金2万円を支給 【R4 決算額】 4,760,000 円
2	シャワーヘッド購入費補助金	「30%以上の節水」または「1分間当たりの使用水量が7ℓ以下」で、本体価格が6,000円以上のものを購入された方に補助金3千円を支給 【R4 決算額】 594,000 円
3	戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金	新品の電気自動車等用の充電機器を購入された方に補助金2万5千円を支給 【R4 決算額】 375,000 円
4	足立区節電応援キャンペーン	東京ゼロエミポイントの交付を受けた方に対し3千円又は1千円の区内共通商品券を支給 【R4 決算額】 1,856,000 円
5	マイボトル用給水器の設置事業	水道直結型の常温水給水器を区施設に設置し、区民や職員にマイボトルの利用を促進 ※企業との協定により費用は無料
6	省エネルギー研修会	専門講師を招いて事業者向けの省エネルギー研修会を実施するとともに、研修受講者に対して東京都が実施する省エネルギー診断の受診を誘導 ※東京都の事業実施のため費用は無料
7	アプリを活用した区内の生きもの調査	生物多様性の普及啓発を目的に、生きもの名前をAIで判定するアプリ「Biome (バイオーム)」を使用し、春と夏の年2回、区内で見つけた生きものを撮影・投稿するイベントを開催 投稿データをもとに、足立区だけの生きもの図鑑を作成 【R4 決算額】 3,954,500 円
8	SNSエコフォトチャレンジ	省エネやCO ₂ 削減につながるエコな取り組みを写真で募集するとともに、区内施設での展示やSNS発信によって、応募された取り組みをより多くの区民に周知 【R4 決算額】 83,600 円

	事業名	内容
9	リサイクル見える化事業	<p>児童が古紙リサイクルの過程を体験し、資源のリサイクルの大切さについて学べるように実施</p> <p>教室内で発生する古紙を事業者が引き取り、資源化处理後にノートとして児童に還元</p> <p>【R4 決算額】 759,000 円</p>

イ 終了事業（令和4年度をもって事業終了）

	事業名	内容
1	太陽熱利用システム設置費補助金	<p>過去数年申請実績がなかったため、補助金事業の見直しにより終了</p> <p>【R4 決算額】 0 円（申請無し）</p>
2	HEMS 設置費補助金	<p>過去数年補助件数が少なくなったため、補助金事業の見直しにより終了</p> <p>【R4 決算額】 300,000 円</p>
3	循環型食品リサイクル事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響および生ごみ処理機の故障のため</p> <p>【R4 決算額】 844,800 円（撤去工事費等）</p>

2 第三次足立区環境基本計画改定版

第三次足立区環境基本計画は、2017（平成29）年3月に策定した。環境基本条例第8条に基づく目標や施策の体系を定めた「計画編」と、同条例第9条に基づく目標実現のための行動指針である「行動編」で構成される。

近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になり、国内で環境に関する様々な新しい動きがあった。このような社会状況の変化に対応するため、2022（令和4）年3月に、第三次足立区環境基本計画改定版を策定した。また、その実行計画として足立区脱炭素ロードマップを策定した。なお、脱炭素ロードマップは足立区のホームページで公開している。

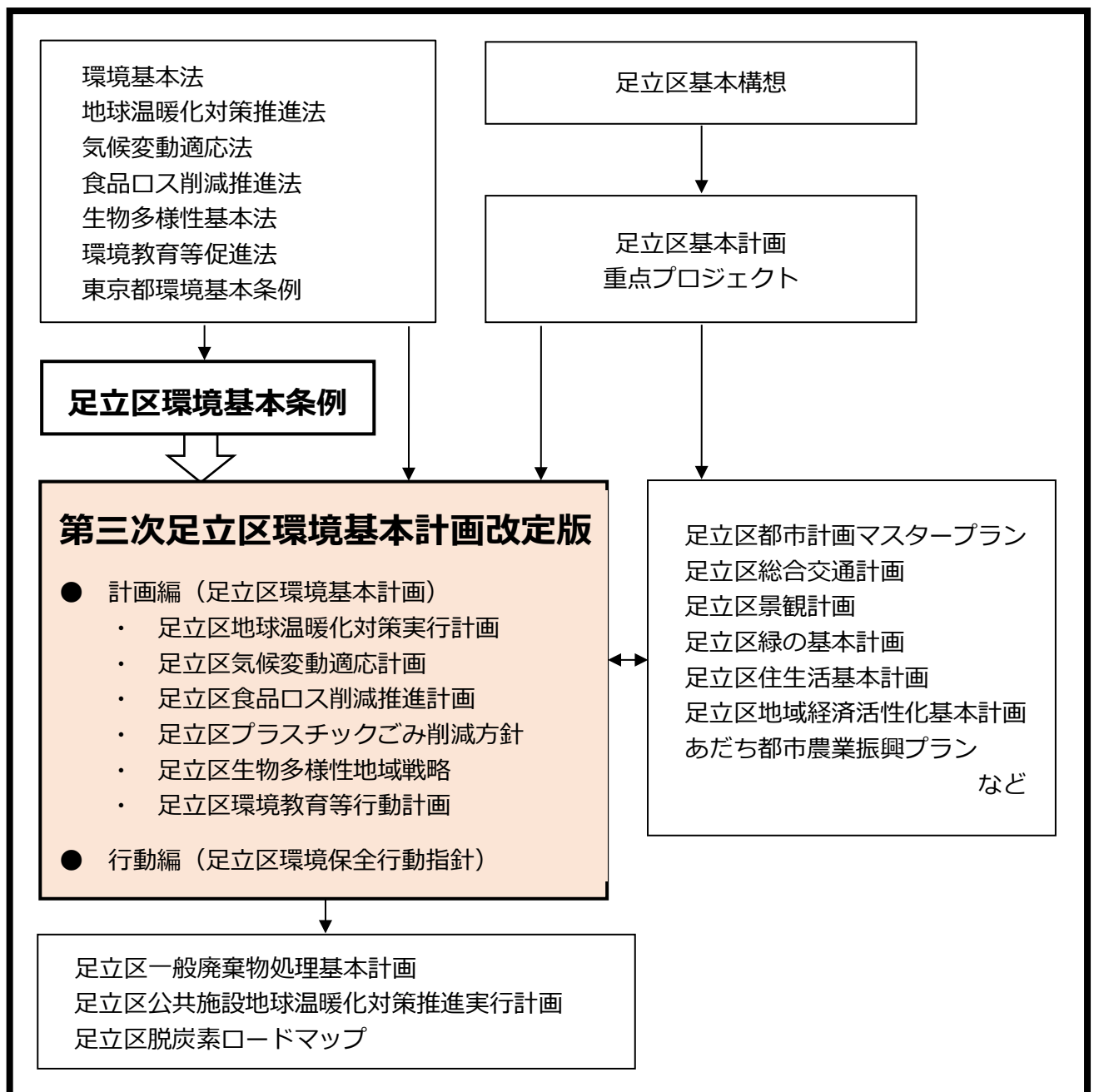


脱炭素ロードマップ
(足立区ホームページ)

(1) 計画期間

2017年度から2024年度までの8年間

(2) 環境関連の計画体系



(3) 第三次足立区環境基本計画改定版の基本体系

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・*NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置づけます。

視点1

学び考え、
行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく『ひと』

視点2

環境負荷の
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

視点3

環境と
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能が調和したまち

視点4

「ひと」と活動を
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

柱1

地球温暖化・
エネルギー
対策

柱2

循環型
社会の構築

柱3

生活環境の
維持・保全

柱4

自然環境・
生物多様性
の保全

柱5

学びと行動
のしくみ
づくり

柱5は分野横断的な位置づけです。

(4) 第三次足立区環境基本計画改定版の指標一覧

施策群	指標	2021年度 実績	2022年度 実績	2024年度 目標
柱1 地球温暖化・エネルギー対策				
1-1 エネルギーの効率的な利用	区内のエネルギー使用量 【低減目標】	22,772 TJ (2019年度実績)	22,650 TJ (2020年度実績)	18,679 TJ
	助成制度による省エネ支援 件数	497 件	682 件	410 件
	省エネルギーを心がけている 区民の割合	48.2 %	54.5 %	70.0 %
1-2 再生可能エネルギーの利用拡大	再生可能エネルギーの導入による 二酸化炭素排出削減効果量	19,825 t	20,785 t	22,000 t
	区の助成による年間の太陽光 発電の導入量	649 kW	716 kW	850 kW
	再生可能エネルギーの導入量 (累計)	40,410 kW	42,367 kW	45,000 kW
1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの 推進	区内の二酸化炭素吸収量	3,745 t	3,739 t	3,900 t
	樹木被覆地率	9.4 % (※) (2017年度実績)	9.4 % (※) (2017年度実績)	9.8 %
	緑化活動に実際に参加した 区民の割合	17.3 %	18.0 %	17.4 %
1-4 気候変動による被害の回避・軽減	熱中症や気象災害による死者 数【低減目標】	1 人	13 人	0 人
	熱中症対策講座受講者数	1,435 人	3,907 人	800 人
	河川の氾濫時の避難場所を決 めている区民の割合	77.9 %	71.7 %	80.0 %
柱2 循環型社会の構築				
2-1 リデュースとリユースの推進	区が把握できる廃棄物の量 (区収集ごみ+資源化物+事業系持 込ごみ)【低減目標】	201,025 t	198,629 t	188,000 t
	区内のごみ量(区収集+事業系 持込)【低減目標】	173,721 t	172,220 t	158,400 t
	1人1日あたりの家庭ごみ排出 量【低減目標】	532.8 g	516.2 g	470.0 g

(※) 緑の実態調査を実施する概ね5年おきに実績を確認する指標

施策群	指標	2021年度 実績	2022年度 実績	2024年度 目標
2-2 廃棄物の適正な 排出と処理	燃やすごみに含まれる資源 化物の割合【低減目標】	16.3 %	15.0 %	14.8 %
	適正排出のための指導（ふ れあい指導）件数【低減目 標】	2,780 件	2,668 件	1,632 件
	雑紙（ざつがみ）を燃やす ごみではなく、資源として 出している区民の割合	59.4 %	56.3 %	70.0 %
2-3 持続可能な資源 利用への転換	資源化率	19.79 %	19.52 %	21.5 %
	資源買取市の利用者数	1,427 人	2,473 人	6,500 人
	環境に配慮した製品を選ん で使っている区民の割合	10.9 %	11.2 %	14.0 %
柱3 生活環境の維持・保全				
3-1 生活環境の保全 と公害対策の推 進	公害苦情の相談件数 【低減目標】	437 件	426 件	232 件
	公害苦情相談の解決率	95.0 %	104.0 % (※)	100.0 %
	適切なアスベスト対策を行 っている解体等工事現場の 割合	69.0 %	28.3 %	50.0 %
3-2 快適で美しいま ちづくり	ごみがなく地域がきれいにな ったと感じる区民の割合	58.0 %	59.8 %	50.0 %
	ごみゼロ地域清掃活動の参 加者数	52,452 人	58,362 人	80,000 人
	不法投棄処理個数 【低減目標】	7,154 個	7,910 個	7,298 個
柱4 自然環境・生物多様性の保全				
4-1 自然や生物多様 性に対する理解 の促進	自然環境を大切にすること を心がけている区民の割合	31.4 %	25.8 %	40.0 %
	生物とふれあう事業の参加 者数	40,172 人	90,327 人	310,240 人
	自然や生物に関する情報発 信回数	2,838 回	2,841 回	3,200 回

(※) 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率が100%を上回るケースもある。

施策群	指標	2021年度 実績	2022年度 実績	2024年度 目標
4-2 自然環境の保全 と創出	まちなかの花や緑が増えて いると感じる区民の割合	62.9 %	60.9 %	64.4 %
	保存樹林指定箇所数	27 箇所	29 箇所	30 箇所
	緑豊かな景観形成に取り組 む団体・区民の数	1,218	1,238	1,312
柱5 学びと行動のしくみづくり				
5-1 環境意識の向上 と行動する人材 の育成	日頃から環境への影響を考 えて具体的に行動している と答えた区民の割合	73.8 %	78.1 %	80.0 %
	環境に関する情報発信回数	529 回	695 回	420 回
	環境学習プログラムに参加 し修了した人の数（累計）	896 人	905 人	958 人
5-2 環境保全活動の 拡大	自主的な環境保全活動数	4,174 回	6,140 回	1,400 回
	区が実施する環境配慮を促 す事業の数	69 事業	78 事業	80 事業
	エコ活動ネットワーク足立 の登録団体数	97 団体	100 団体	95 団体

3 足立区環境審議会

足立区環境審議会は、足立区環境基本条例第24条に基づき、区長の附属機関として設置され、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

令和4年度環境審議会開催実績

回数	開催日	主な内容
第1回	6月6日	脱炭素ロードマップの構成及び区の現状分析について報告 環境基本計画指標の目標設定について報告
第2回	9月9日	脱炭素ロードマップ素案について審議 令和3年度の区施設におけるCO ₂ 排出量、ごみ量について報告
第3回	11月22日	脱炭素ロードマップにおける個別施策について審議 環境基金助成の募集について報告
第4回	2月13日	脱炭素ロードマップの策定について審議 「プラスチック類」分別回収および「燃やすごみ」収集回数変更のモデル（先行）実施について報告

第2章 各柱の対策と取組み

柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画等)

1 足立区地球温暖化対策実行計画

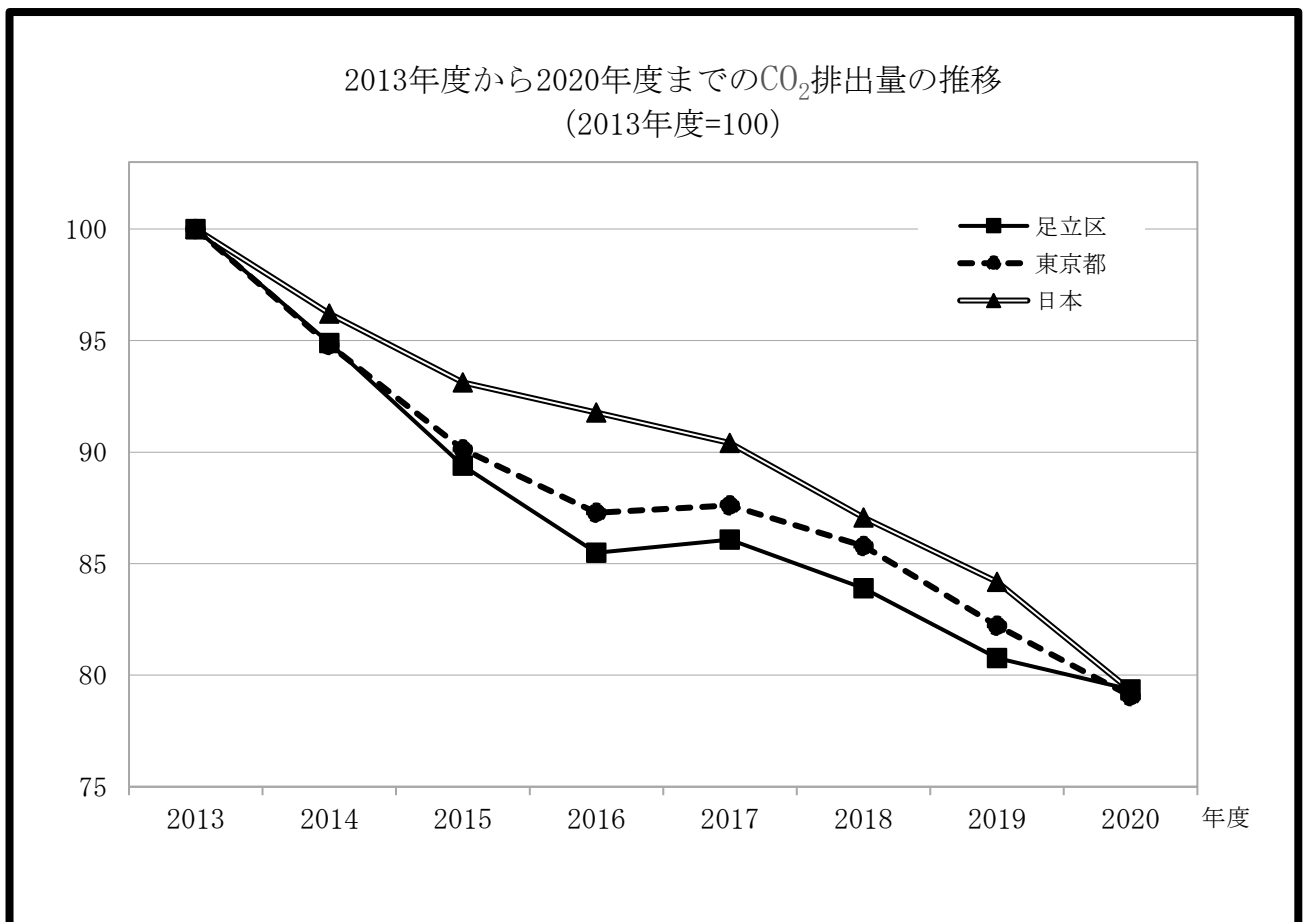


区内のCO₂排出量の削減目標

2030年度 排出量を2013年度比46%以上削減
(CO₂排出量138万1千t)

足立区内のCO₂排出量

2013年度 (基準年度)	2020年度(※)	基準年度比
255万8千t	203万t	▲20.6%



※ CO₂排出量の根拠

足立区…オール東京62市区町村共同事業により算定された数値

東京都…同上の事業により算定された、特別区・多摩地域・島しょの数値の合計

日本…国立環境研究所「日本の温室効果ガス排出量データ」の数値

なお、オール東京62市区町村共同事業による算定には約2年を要するため、最新データは2020年度分である。

2 足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画 (2017年度から2024年度)



【事業概要】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、足立区公共施設地球温暖化対策推進実行計画において、CO₂排出量とごみ量の削減目標を定めている。なお、足立区脱炭素ロードマップの見直しと併せ、CO₂排出削減量の目標値の見直しを行う予定である。

【削減目標】

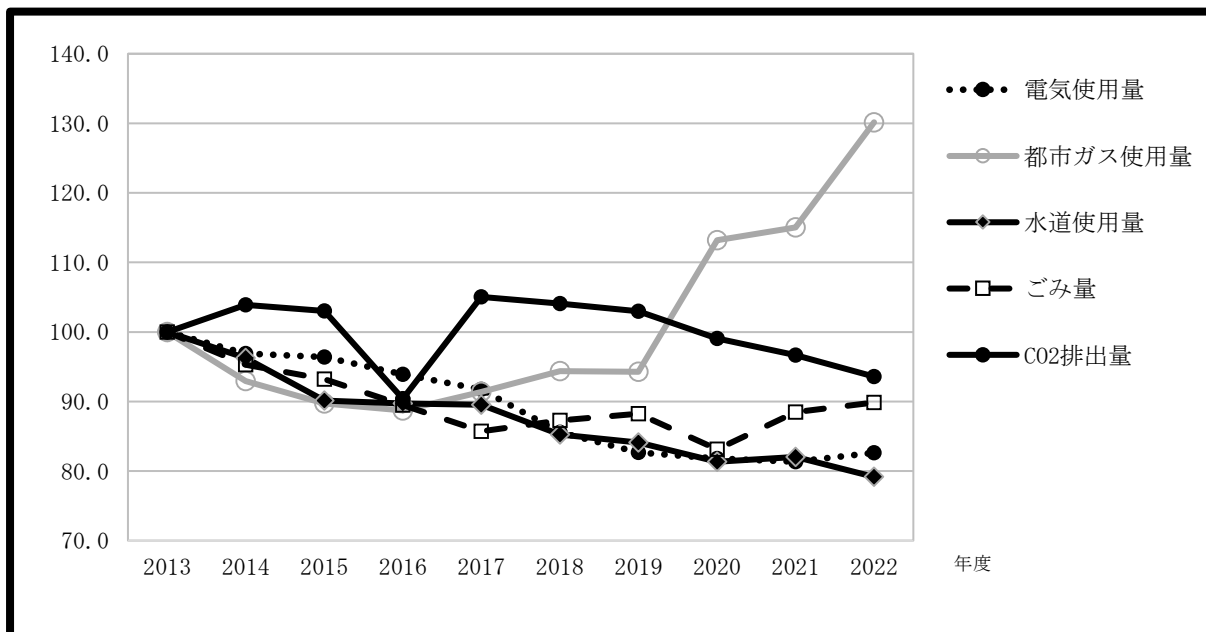
- ◆ 区施設等のCO₂排出量（2013年度比）
2024年度：▲25%
2030年度：▲46%
- ◆ エネルギー使用量の削減目安（2013年度比）

電気	2024年度：▲22%	2030年度：▲27%
都市ガス	2024年度：▲35%	2030年度：▲43%
- ◆ 区施設等のごみ量（2013年度比）
2024年度：▲15%

【事業実績】

項目	2022年度	前年度比	基準年度（2013）比
CO ₂ 排出量	34,646 t	▲3.3%	▲6.5%
ごみ量	2,380 t	1.5%	▲10.2%
電気使用量	58,846,030kWh	1.6%	▲17.4%
都市ガス使用量	4,402,509m ³	13.1%	30.1%
水道使用量	1,082,040m ³	▲3.5%	▲20.8%

区施設の電気・ガス・水道使用量、ごみ量、CO₂排出量
過去9年間の推移（2013年度=100.0）



※ 都市ガス使用量の増加要因について

2019年度に学校体育館へガスヒートポンプエアコンを導入した。2020年度以降は新型コロナウイルス感染対策で施設の利用が制限されるなどしたため、2022年度まで段階的な増加となったと考えられる。

3 電力の調達に関する環境配慮



【 根拠法令等 】

足立区電力の調達に係る環境配慮実施要綱

【 目的 】

区が行う電力の調達契約において、環境に配慮した電気事業者から電力を調達することで、二酸化炭素の排出削減等の環境負荷低減に寄与する。

【 開始時期 】

平成24年2月

【 事業概要 】

電力の調達にあたって、以下の項目について各電気事業者の状況を点数化し、一定の基準を満たした電気事業者を競争入札適合者とする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

【 事業実績 】

契約課からの申請により、1月（1社）に審査を行い、競争入札適合者と認定した。

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助金



【 根拠法令等 】

足立区家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱

【 目的 】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

【 開始時期 】

平成24年度

【 事業概要 】

(1) 補助金額

50,000円

(2) 対象者

区内の自ら居住する自宅にエネファームを設置した個人

【 事業実績 】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助額(円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
申請合計件数	114	80	50	79	54
上期申請件数	40	/	/	/	/
下期申請件数	74				
補助件数	100	80	50	78	54
補助合計額(円)	5,000,000	4,000,000	2,500,000	3,900,000	2,700,000

※ 平成30年度までは上期・下期で抽選。

2 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金



【根拠法令等】

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱

【目的】

LED照明の普及を促進し、電力使用量及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会への転換を促進する。

【開始時期】

平成23～28年度 施設用LED照明設置費補助金
(平成23年度は公益的施設のみ)

平成29年度～ 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金

【事業概要】

(1) 補助金額

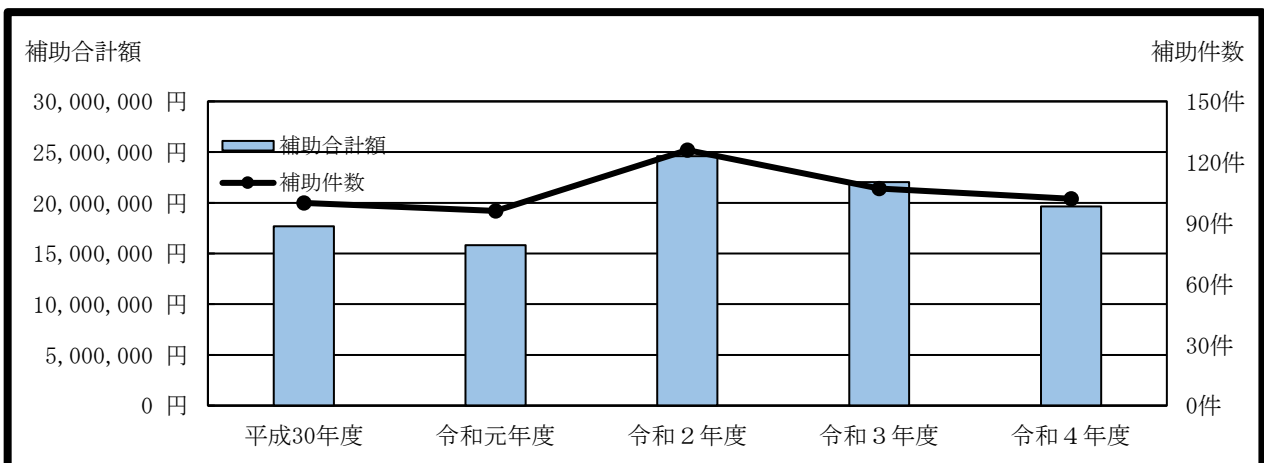
補助対象経費の3分の1(1,000円未満切捨て)。上限額は30万円

(2) 対象者・条件

- ア 中小企業者、集合住宅の所有者、マンション管理組合、公益的団体の代表者
- イ 未使用のLED照明を既存の照明に換えて新規に設置すること。ただし、工事を伴わないランプ交換は除く。集合住宅、分譲マンションの場合は共用部分に限る。

【事業実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	100	96	126	107	102
補助合計額 (円)	17,679,000	15,809,000	24,584,000	22,046,000	19,636,000



3 省エネルギーフォーム補助金



【根拠法令等】

足立区省エネルギーフォーム補助金交付要綱

【目的】

住宅の省エネルギー化の促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

【開始時期】

- 平成24年度 省エネルギー機器等購入費補助金
- 平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金
- 平成27・28年度 省エネ設備改修費補助金
- 平成29年度～ 省エネルギーフォーム補助金

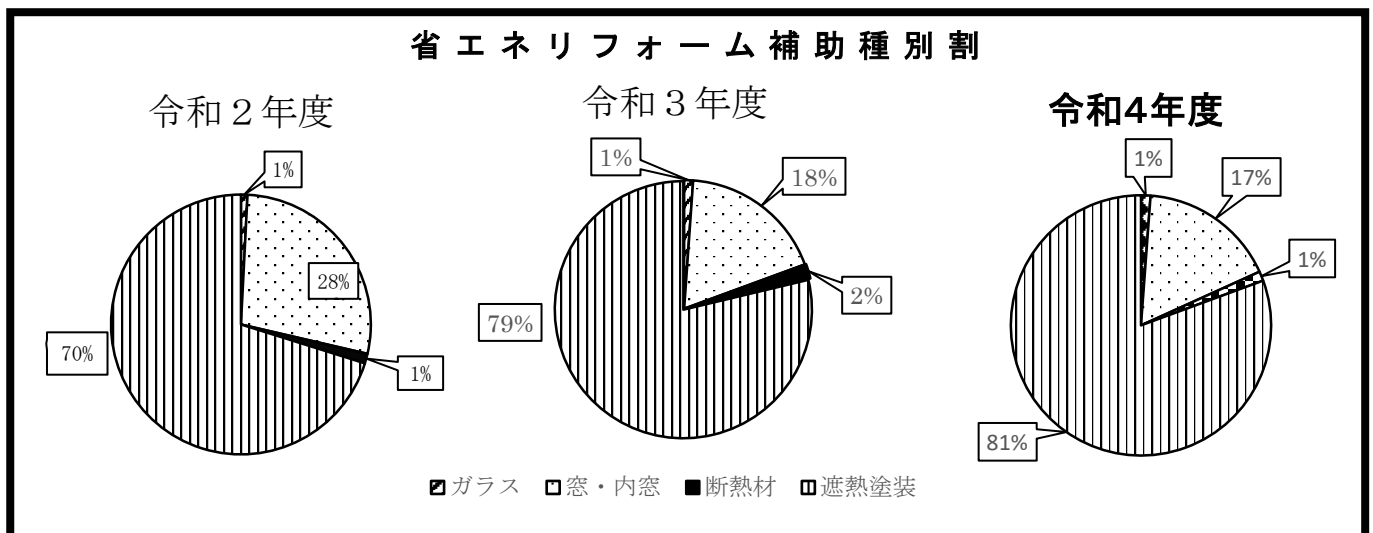
【事業概要】

- (1) 対象機器
ガラス、窓・内窓、遮熱塗装、断熱材
- (2) 補助金額
補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て）。上限額は5万円
- (3) 対象者
区内の自ら居住する自宅を対象の改修工事を実施した個人

【事業実績】

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)	
補助 種 別	ガラス	2	100,000	3	118,000	4	180,000
	窓・内窓	69	3,316,000	49	2,298,000	58	2,806,000
	断熱材	3	150,000	5	250,000	4	200,000
	遮熱塗装	174	8,688,000	211	10,547,000	274	13,700,000
工事件数		248		268		340	
補助合計数		248	12,254,000	268	13,213,000	340	16,886,000

※ 複数の改修工事をした方がいるため、補助合計数は工事件数に一致しないことがある。



4 節湯型シャワーヘッド購入費補助金



【根拠法令等】

足立区節湯型シャワーヘッド購入費補助金交付要綱

【目的】

区民の節水に係る取組みの促進及び節水意識の向上を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与する。

【開始時期】

令和4年度 ※9月1日より開始

【事業概要】

(1) 対象機器

節湯型シャワーヘッド

(2) 補助金額

3,000円

(3) 対象者

区内店において新品で購入し、自ら居住する自宅に設置した個人

【事業実績】

令和4年度 : 補助件数・・・198件

補助合計額・・・594,000円

5 低公害車買換え支援事業利子補給金等



【根拠法令等】

足立区低公害車買換え支援事業利子補給金等交付要綱

【目的】

低公害車の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、もって低炭素社会への転換を推進する。

【開始時期】

令和4年度

【事業概要】

(1) 利子給付金

利子と都の利子補給金との差額

(2) 信用保証料補助金

信用保証料と都の信用保証料補助金との差額

(3) 対象者

区内に住所(会社の場合は、主たる事業所)を有し、かつ、事業を営んでいる中小企業者(個人事業主を含む。)のうち、東京都環境保全資金融資あっせん要綱に規定する融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている方

【事業実績】

令和4年度 : 補助件数・・・0件

補助合計額・・・0円

6 電気自動車等購入費補助金



【根拠法令等】

足立区電気自動車等購入費補助金交付要綱

【目的】

電気自動車等の普及を促進し、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会への転換を推進する。

【開始時期】

平成28年度

【事業概要】

(1) 対象車両

一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両である電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動バイク、ミニカー

(2) 補助金額

100,000円、電動バイク・ミニカーは20,000円

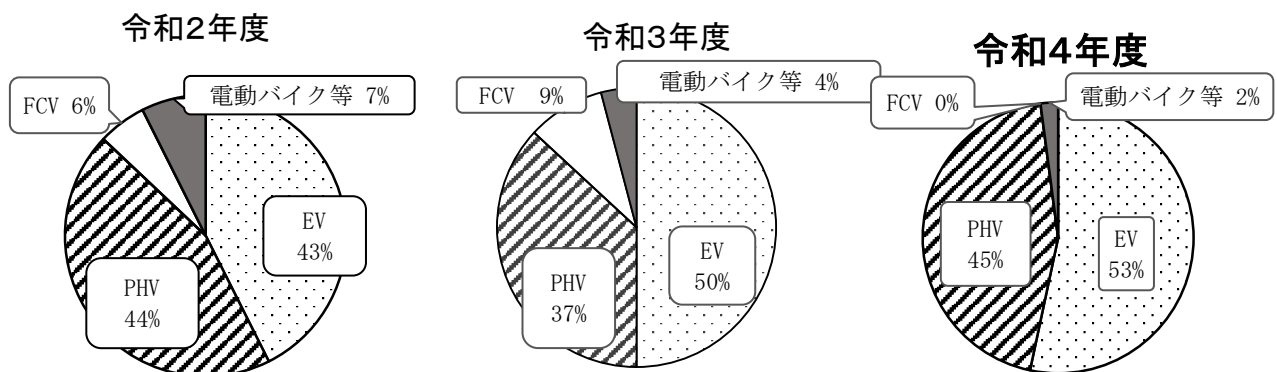
(3) 対象者

- ① 足立区内に住民登録がある個人
- ② 足立区内に本店、支店又は営業所等がある中小企業者
- ③ 足立区内に事業所、施設等がある医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

【事業実績】

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)
電気自動車(EV)	23	2,300,000	61	6,100,000	128	12,800,000
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	24	2,400,000	45	4,500,000	107	10,700,000
燃料電池自動車(FCV)	3	300,000	11	1,100,000	0	0
電動バイク・ミニカー	4	80,000	5	100,000	5	100,000
合計	54	5,080,000	122	11,800,000	240	23,600,000

電気自動車等購入費補助種別割合



7 戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金



【根拠法令等】

足立区戸建住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱

【目的】

電気自動車等の普及のための基盤整備を促し、低酸素社会への転換を推進することを目的とする。

【開始時期】

令和4年度 ※9月1日より開始

【事業概要】

(1) 対象設備

一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備

(2) 補助金額

25,000円

(3) 対象者

- ① 足立区内に住民登録がある個人
- ② 足立区内に自らが居住する戸建住宅に、新品の充電設備を設置した個人
- ③ 東京都の戸建住宅向け充電設備導入促進事業助成金の交付を受けていないこと

【事業実績】

令和4年度 : 補助件数・・・15件
補助合計額・・・375,000円

8 雨水タンク設置費補助金



【根拠法令等】

足立区雨水タンク設置費補助金交付要綱

【目的】

雨水の有効利用を図るとともに、区民の省資源と環境共生への意識を啓発し、もって緑化、防災その他のまちづくりを進める区民の自主的活動を推進する。

【開始時期】

- 平成15～24年度 小型雨水貯留槽購入費補助金
- 平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金
- 平成27・28年度 小型雨水貯留槽購入費補助金
- 平成29年度～ 雨水タンク設置費補助金

【事業概要】

(1) 対象機器

雨水タンク本体、雨どいと本体の接続器具、本体の架台。全て既製品かつ新品に限る。

(2) 補助金額

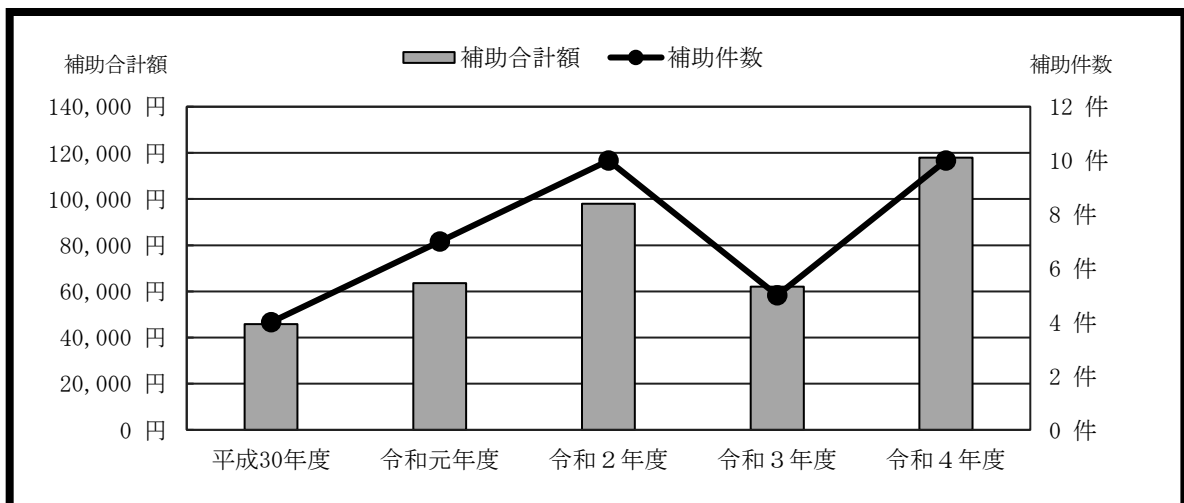
補助対象経費の3分の1。上限額は15,000円

(3) 対象者

区内の自ら居住する自宅に設置した個人

【事業実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	4	7	10	5	10
設置基数	4	8	13	5	10
補助金額計(円)	45,800	63,600	98,000	62,000	111,800
上限等	補助対象経費の1/3 (上限15,000円)				



9 節電応援キャンペーン



【 根拠法令等 】

足立区節電応援キャンペーン実施要綱

【 目的 】

CO₂削減及び区内経済の活性化を推進することを目的とする。

【 開始時期 】

令和4年度 ※11月1日より開始

【 事業概要 】

(1) 対象者

- ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに「東京ゼロエミポイント」の申請を行い、その後、当該ポイントの付与を受けていること
- ② 申請時点で区内に住民登録がある個人

(2) 交付額

東京ゼロエミポイントの対象家電毎に以下のとおり

- ① エアコン、冷蔵庫又は給湯器・・・3,000円
- ② LED照明器具のみ・・・1,000円

【 事業実績 】

令和4年度 : 商品券交付件数・・・698件
支給合計額・・・602,000円

10 その他の事業



クールビズ	庁舎及び区施設の冷房時の室温を、28℃を目安に調節 実施期間 5月1日～10月31日
ウォームビズ	庁舎及び区施設の暖房時の室温を、19℃を目安に調節 実施期間 12月1日～3月31日
CO ₂ ゼロPR パネル展示	<p>商業施設でパネル展示を実施</p> <p>(1) ヤマダデンキ テックランド足立店 6月14日(火)～19日(日)</p> <p>(2) ヤマダデンキ ヤマダアウトレット足立店 6月21日(火)～26日(日)</p> <p>(3) サミットストア五反野店 7月12日(火)～8月1日(月)</p> <p>※ 食品ロス削減PRパネル・不法投棄通報協力員・落書き110番PRパネルと週替わりで展示</p> <p>(4) ケーズデンキ 足立店 10月4日(火)～10日(月)</p> <p>(5) ケーズデンキ 足立一ツ家店 10月11日(火)～17日(月)</p>
省エネルギー研修会	<p>専門講師を招いて事業者向けの省エネルギー研修会を実施するとともに、研修受講者に対して東京都が実施する省エネルギー診断の受診を誘導する。</p> <p>実施日：12月8日(木) 参加事業者数：10社</p>

施策群 1-2 再生可能エネルギーの利用拡大



1 太陽エネルギー利用システム設置費補助金

(1) 太陽光発電システム設置費補助金 (個人、事業者等)

【 根拠法令等 】

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

【 目的 】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、環境にやさしいまちづくりと、地球規模での環境保全に寄与する。

【 開始時期 】

平成15年度

【 事業概要 】

ア 補助金額

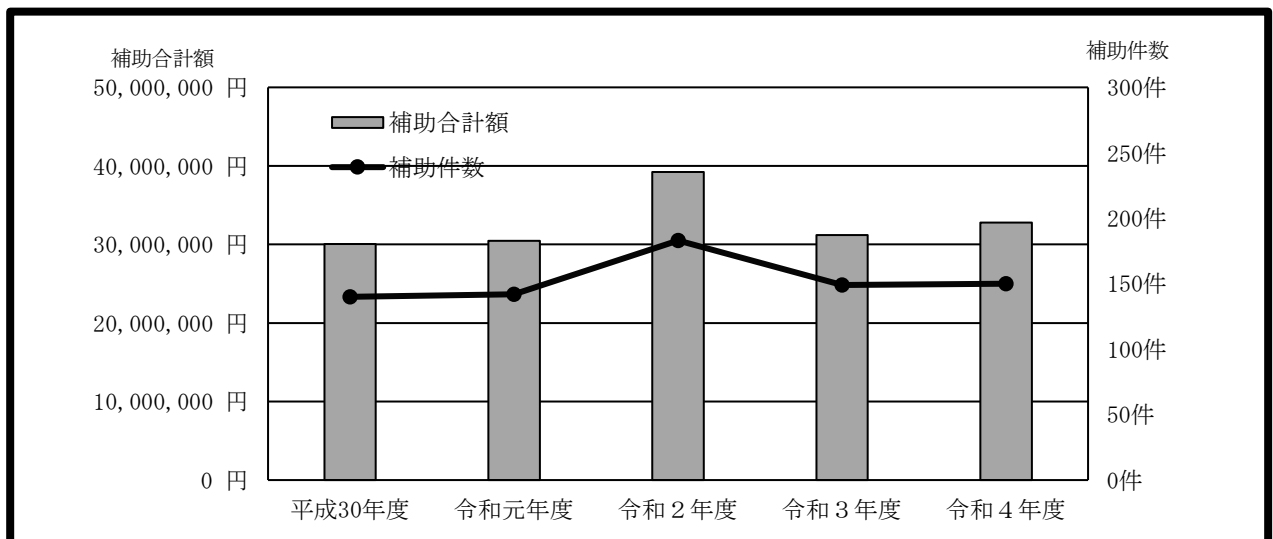
1kWあたり6万円に発電設備最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる)を乗じて得た額。ただし、上限額は24万円。なお、分譲マンションの場合は上限額60万円。また、区内業者と契約して設置した場合は、補助金額が2割増。

イ 対象者

区内の建物に設置した個人、事業者、集合住宅の所有者、分譲マンションの管理者

【 事業実績 】 ※ 上限額 () は2割増の額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	140	142	183	149	150
補助金額計(円)	30,063,000	30,464,000	39,213,000	31,175,000	32,787,000
1kWあたり補助金額	6万円				
上限額	一般 24万円 (28万円8千円)				
	分譲マンション 60万円 (72万円)				



※ 参考

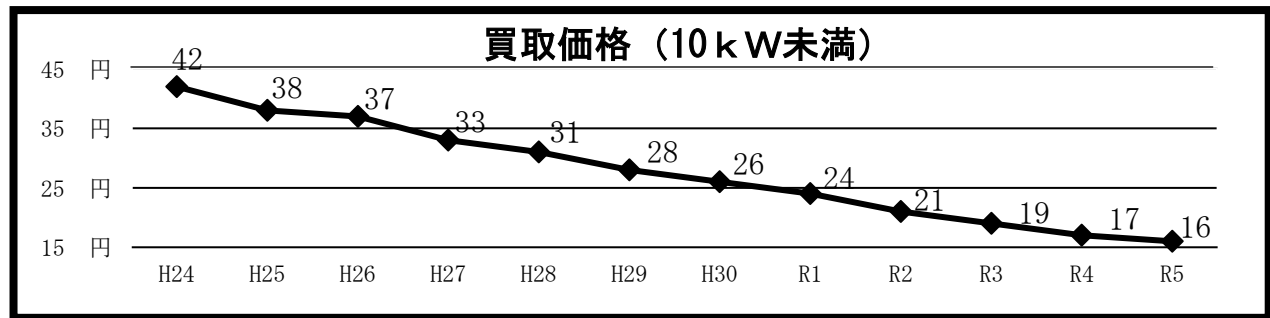
【あだち・そらとつながるプロジェクト】（平成25年度開始）

太陽光発電システムを設置する際に、業者の選定に不安があるとの声が多かったため、区に登録した「そらとつながるお店（そらつな店）」の紹介を始めた。「そらつな店」では、太陽光発電システムの仕組みを分かりやすく説明し、設置する際の不安を解消。また、区民限定のサービスも提供している。

登録数：6店（令和5年3月末現在）

◆太陽光固定価格買取制度価格推移

（単位：円）



(2)太陽光発電システム設置費補助金（公益的施設）

【根拠法令等】

足立区太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

【目的】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、環境にやさしいまちづくりと、地球規模での環境保全に寄与すること。

【開始時期】

平成20年度

【事業概要】

ア 補助金額

1kWあたり6万円に発電設備最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる）を乗じて得た額。ただし、上限額は120万円。なお、区内業者と契約して設置した場合は、補助金額が2割増。

イ 対象者

区から施設整備費、運営経費等の補助を受けている下記の施設に設置した事業主

- ① 町会・自治会館
- ② 民設民営の高齢者施設
- ③ 民設民営の障がい者施設
- ④ 民設民営の私立保育園
- ⑤ 私立幼稚園
- ⑥ その他区長が特に認めたもの

【 事業実績 】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助件数	1	0	0	0	0
補助金額計 (円)	460,000	0	0	0	0
1kWあたり 補助金額	6万円				
上限額	120万円				

(3)太陽熱利用システム設置費補助金

【 根拠法令等 】

足立区太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱

【 目的 】

環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、環境にやさしいまちづくりと、地球規模での環境保全に寄与すること。

【 開始時期 】

平成20年度

【 事業概要 】

ア 補助金額

次の①・②のうち、いずれか小さい金額（1,000円未満切捨て）で、上限額は10万円。なお、区内業者と契約して設置した場合は、補助金額が2割増。

① 補助対象経費の3分の1に相当する額

② 集熱器の面積（平方メートル表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる）に3万円を乗じて得た額

イ 対象者

区内の建物に設置した個人、事業者、集合住宅の所有者、分譲マンションの管理者

【 事業実績 】

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ソーラーシステム	0	0	0	0	0
太陽熱温水器	0	0	1	0	0
補助金額計(円)	0	0	100,000	0	0

2 蓄電池・HEMS（ホームエネルギー・マネジメントシステム）設置費補助金



【根拠法令等】

足立区蓄電池・HEMS設置費補助金交付要綱

【目的】

省エネルギー機器の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与すること。

【開始時期】

平成25・26年度 環境配慮型機器等設置費補助金

平成27・28年度 省エネ設備改修費補助金

平成29年度～ 蓄電池・HEMS設置費補助金

【事業概要】

(1) 対象機器

蓄電池、HEMS（※）

※ HEMSとは、家庭でのエネルギー使用状況をモニター画面やスマートフォン等で「見える化」し、各電気機器をコントロールして自動制御する管理システム

(2) 補助金額

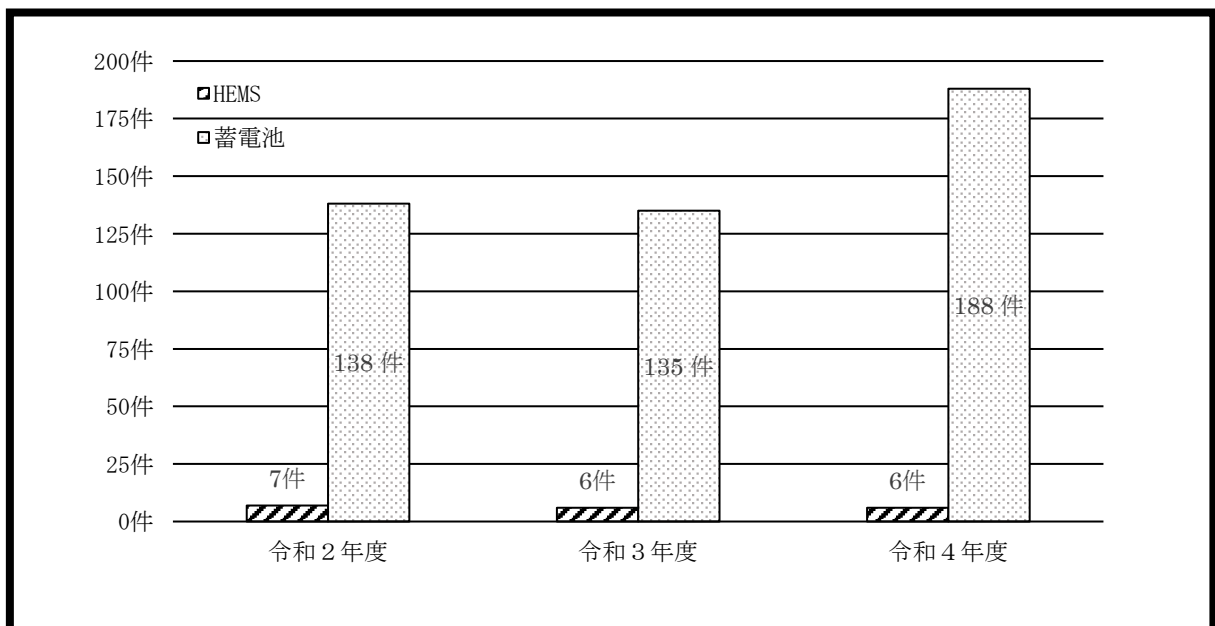
補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て）。上限額は5万円

(3) 対象者

区内の自ら居住する自宅に対象機器を設置した個人

【事業実績】

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)	件数	補助金額計(円)
HEMS	7	264,000	6	234,000	6	300,000
蓄電池	188	9,400,000	135	6,750,000	138	6,900,000
合計	195	9,664,000	141	6,984,000	144	7,200,000



3 再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金



【 根拠法令等 】

足立区再エネ 100 電力導入サポートプラン協力金交付要綱

【 目的 】

再生可能エネルギー 100%由来の電力に切り替えた者に対し、協力金を支給することで、温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的とする。

【 開始時期 】

令和4年度

【 事業概要 】

(1) 対象者

- ① 自らが契約している区内の建築物の従量電灯B又はCの電力供給契約を、再エネ100電力メニューに切り替えた個人又は中小規模事業者
- ② 供給地点特定番号ごとの申請
- ③ 同一年度内において、当該電力契約について本協力金の交付を受けていないこと

(2) 補助金額

20,000円（初めて申請した年度及びその次年度の連続した2年間申請可）

【 事業実績 】

令和4年度 : 補助件数・・・238件
補助合計額・・・4,760,000円

施策群 1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの推進

1 カーボン・オフセット



【 目的 】

区の事務事業で排出するCO₂について、できるだけ排出量の削減努力をしたうえで、どうしても削減できないCO₂排出量の一部を、他の場所で開催されたCO₂吸収・削減のための活動に投資すること等で埋め合わせする。

【 開始時期 】

平成23年度

【 事業概要 】

友好都市である魚沼市から、年間200トン分のクレジット※を購入し、CO₂排出量の一部とオフセット（相殺）する。オフセットの対象とするCO₂排出量は、区民へのPR効果などを考慮して決定する。環境部が主催するイベントや発行する冊子等がある場合は、その実施に伴うCO₂排出量もオフセットの対象とする。

足立区では、適切な間伐などによる森林整備の実施によるCO₂吸収量として国に認証されたJ-クレジットを購入している。

※ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として認証されたものこと。

【 事業実績 】

（直近5年分）

年度	カーボン・オフセットの対象としたCO ₂ 排出量	オフセットした量(t)	クレジット調達先
平成 30	地球環境フェア 2018 開催に伴うCO ₂ 排出量	8	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県八峰町 ・新潟県魚沼市 ・新潟県阿賀町 ・高知県
	区の清掃車（小型プレス車）53 台の使用に伴うCO ₂ 排出量（平成31年3月から令和元年8月までの6ヶ月分）	236	
令和 1	地球環境フェア 2019 開催に伴うCO ₂ 排出量	6	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県八峰町 ・新潟県魚沼市 ・高知県
	区の清掃車（小型プレス車）53 台の使用に伴うCO ₂ 排出量（令和2年3月から8月までの6ヶ月分）	200	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県魚沼市
2	清掃事務所の電力使用に伴うCO ₂ 排出量	210	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県魚沼市
3	区の公用車全 200 台の使用に伴うCO ₂ 排出量	297	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県魚沼市
4	区の清掃車（小型プレス車）50 台の使用に伴うCO ₂ 排出量（令和4年度上半期全 213 トン中）	200	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県魚沼市

施策群 1-4 気候変動による被害回避・軽減

1 気候変動適応対策エアコン購入費補助金



【 根拠法令等 】

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱

【 目的 】

気候変動適応対策の推進に寄与する。

【 開始時期 】

令和3年度

【 事業概要 】

ア 補助金額

上限7万円（対象経費から1,000円未満を切り捨てた額）。

イ 対象者

次の①～③の要件をすべて満たす者

- ① 65歳以上のみの世帯（昭和33年（1958年）4月1日以前生まれ）又は65歳以上の高齢者と身体障害者手帳、愛の手帳、若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者のみの世帯であること。
- ② 居住している住宅にエアコンが未設置又は冷房機能を使用できるエアコンが1台もないこと。
- ③ 本人及び同一世帯で生活する者が、申請を行う前年度において、住民税が非課税であること。

【 事業実績 】

令和3年度	：	補助件数	・・・・・・・・	464件
		補助合計額	・・・・・・・・	31,894,000円
令和4年度	：	補助件数	・・・・・・・・	247件
		補助合計額	・・・・・・・・	17,233,000円

柱2 循環型社会の構築(足立区食ロス削減推進計画等)

施策群 2-1 リデュースとリユースの推進

1 資源になる紙類の回収促進



【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【目的】

毎年度行っている燃やすごみの組成調査（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施せず）により、燃やすごみの中には、13.8%もの資源になる紙類が含まれていることがわかり（令和4年度調査結果より）、資源になる紙類の排出促進と啓発をする。

【開始時期】

平成27年 5月（紙資源分別バッグ）

平成27年10月（資源になる紙類大辞典）

【事業概要】

地球環境フェア等のイベントで、「紙資源分別バッグ」や「資源になる紙類大辞典」を活用し、分別することによる経済効果や正しい排出方法を周知する。

2 フードドライブ



【目的】

家庭で消費しきれない食品を回収し、区内のNPO団体等へ寄付すること、また、区民団体等が主体となって実施するフードドライブを支援することで、食品ロス削減への意識を向上させる。

【開始時期】

平成28年4月（平成28年度）（イベント時実施、他団体実施支援）

平成30年1月（平成29年度）（受付場所常設）

【事業概要】

(1) フードドライブ常設窓口

区内6カ所においてフードドライブ常設窓口を設置する。回収された食品はNPO活動支援センターや、フードバンクであるセカンドハーベスト・ジャパンを通じて食品を必要としている団体や施設へ届けられる。

※ 常設窓口：ごみ減量推進課、足立清掃事務所、あだち再生館、生涯学習センター、花畑地域学習センター、東和地域学習センター

(2) 他団体実施支援

フードドライブの実施を希望する区内の各種団体に対して、実施に要する物品（のぼり旗、はかり、折りたたみコンテナ）の貸し出しを行う。また、各種団体とNPO活動支援センターやセカンドハーベスト・ジャパン等との橋渡しを行う。

【事業実績】

(1) イベント実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	3	—	—	1	—
個数	312	—	—	163	—
重さ (kg)	76.56	—	—	40.13	—

(2) 他団体実施

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施回数	2	1	1	3	—
個数	58	13	65	491	—
重さ (kg)	18.51	4.24	20.64	133.90	—

(3) 常設窓口

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
窓口数	3	5	5	5	6
個数	1,101	1,578	1,797	4,988	8,036
重さ (kg)	331.97	406.71	850.04	1,503.02	2,143.38

3 食品ロスの推計量



【事業実績】

(単位：t)

年度	令和元年度	令和2年度(※2)	令和3年度	令和4年度
家庭ごみ(※1)	7,519	—	12,678	9,351

※1 家庭ごみは、区実施の組成調査を基に推計したもの。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により把握実績なし。

(単位：t)

年度	令和元年度	令和2年度(※2)	令和3年度
事業系ごみ(※1)	5,080	—	3,924

※1 事業系ごみは、事業者に対するアンケート調査及び東京二十三区清掃一部事務組合の調査結果を基に推計したもの。

※2 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により把握実績なし。

4 ごみ分別アプリ (令和4年度末現在)



◆ダウンロード件数 (単位：件)

年度	令和4年度末
Android版	5,868
iPhone版	9,165
合計	15,033

5 ウォーターサーバー設置



【 目的 】

マイボトルの利用を促し、使い捨てプラスチックごみの削減と二酸化炭素排出量削減に寄与する。

【 開始時期 】

令和5年2月（令和4年度）

【 事業概要 】

ウォーターサーバーレンタル事業者とペットボトル削減に向けた協定を締結し、区施設にウォーターサーバーを設置する。

【 設置実績 】

3台（令和4年度）

設置場所	台数
都市農業公園	1台
本庁舎南館10階職員厚生室	1台
本庁舎北館地下1階職員厚生室	1台

施策群 2-2 廃棄物の適正な排出と処理

1 資源の循環利用の推進



ごみ減量に対する意識を高め、実践行動を促進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を広くアピールする。環境に関する情報や学習機会を提供するとともに、各種事業を実施し、区民に対する普及啓発を推進している。

2 行政回収事業



【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【目的】

資源の有効利用と最終処分場の延命をする。

【開始時期】

平成4年10月（平成4年度）

【事業概要】

① 回収品目

古紙（新聞、雑誌類、段ボール、紙パック）、びん、缶、ペットボトル、食品トレイ（モデル事業）

② 回収方法

資源回収場所・ごみ集積所から週1回収

【事業経緯】

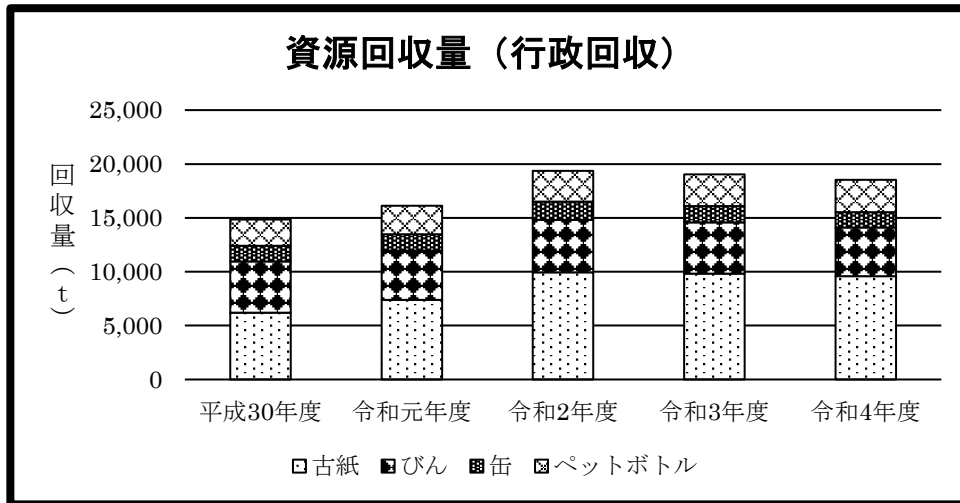
平成4年10月	資源ごみ収集モデル事業開始（月2回収）
平成9年6月	資源回収モデル事業へ変更（週1回収）
平成11年2月	資源回収モデル事業を足立区全域に拡大 （対象品目：古紙（新聞・雑誌・段ボール）、びん、缶）
平成17年4月	回収品目の追加（紙パック、ペットボトル）
平成20年4月	区内4か所で発泡スチロールの拠点回収開始
平成22年2月	千住常東地域の発泡スチロール（食品トレイ・カップめん容器・緩衝材）のモデル回収開始（拠点回収の4か所のうち1か所を廃止）
平成25年2月	千住常東地域のモデル回収を食品トレイ（白色、有色）のみに変更
平成30年5月	拠点回収3か所のうち1か所を廃止
令和元年12月	拠点回収2か所のうち1か所を廃止

【事業実績】

◆資源回収実績

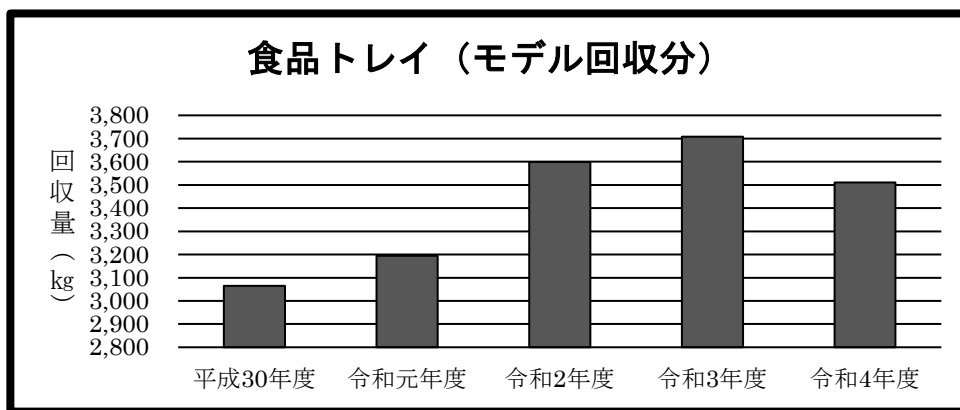
（単位：t）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回収回数	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
古紙	6,214	7,377	9,944	9,828	9,586
びん	4,730	4,589	4,887	4,740	4,520
缶	1,469	1,512	1,681	1,515	1,436
ペットボトル	2,423	2,645	2,862	2,944	2,982



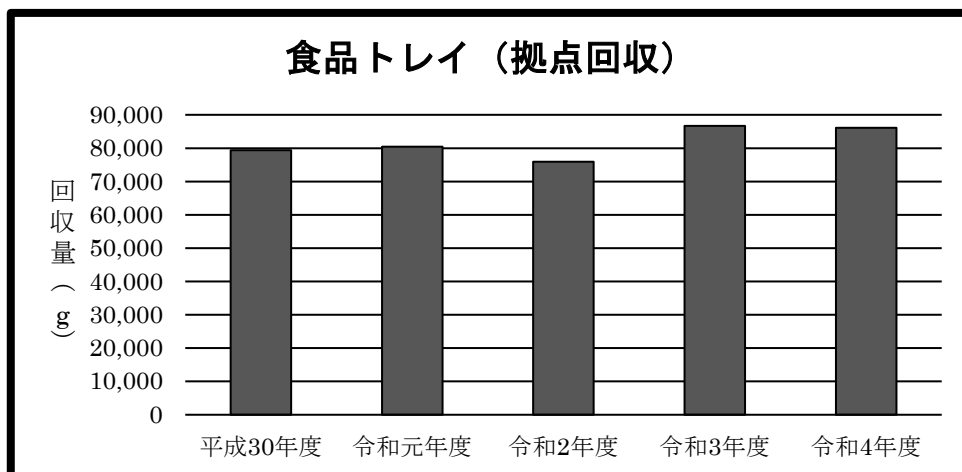
◆資源回収実績（モデル回収分：千住常東地区食品トレイ回収）（単位：kg）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収集回数	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回	週 1 回
食品トレイ	3,064.6	3,195.1	3,598.8	3,707.8	3,511.3



◆資源回収実績（拠点回収：食品トレイ）（単位：g）

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
食品トレイ	79,420	80,420	75,900	86,720	86,120



3 燃やさないごみ資源化事業



【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

燃やさないごみをリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

【 開始時期 】

平成23年4月（平成23年度）

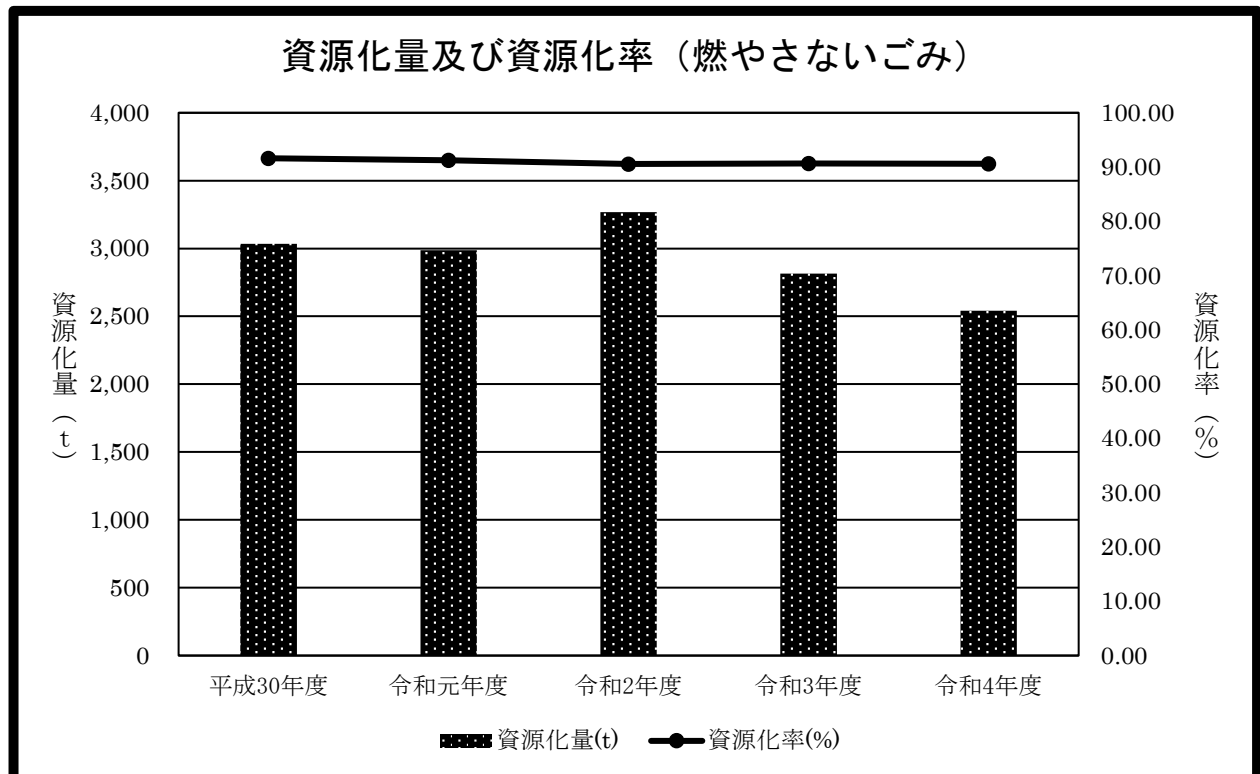
【 事業概要 】

燃やさないごみを区内民間施設に搬入し、選別・梱包等を行ったうえで材質ごとに再商品化事業者へ引き渡して、再資源化を行っている。

【 事業実績 】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量(t)	3,034.39	2,986.97	3,267.10	2,814.16	2,541.92
資源化率(%)	91.62	91.27	90.57	90.68	90.62
ごみ量(t) ※	3,312.10	3,272.50	3,607.20	3,103.40	2,808.72

※ 燃やさないごみとして回収された総量



4 粗大ごみ資源化事業



【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

粗大ごみをリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

【 開始時期 】

平成22年10月（平成22年度） 金属類の資源化開始
 平成24年10月（平成24年度） 小型家電類の資源化開始
 平成26年 4月（平成26年度） 木製家具の資源化開始
 平成29年 4月（平成29年度） 羽毛布団・毛布等の資源化開始
 平成30年 4月（平成30年度） 布団類（布団全般）の資源化開始

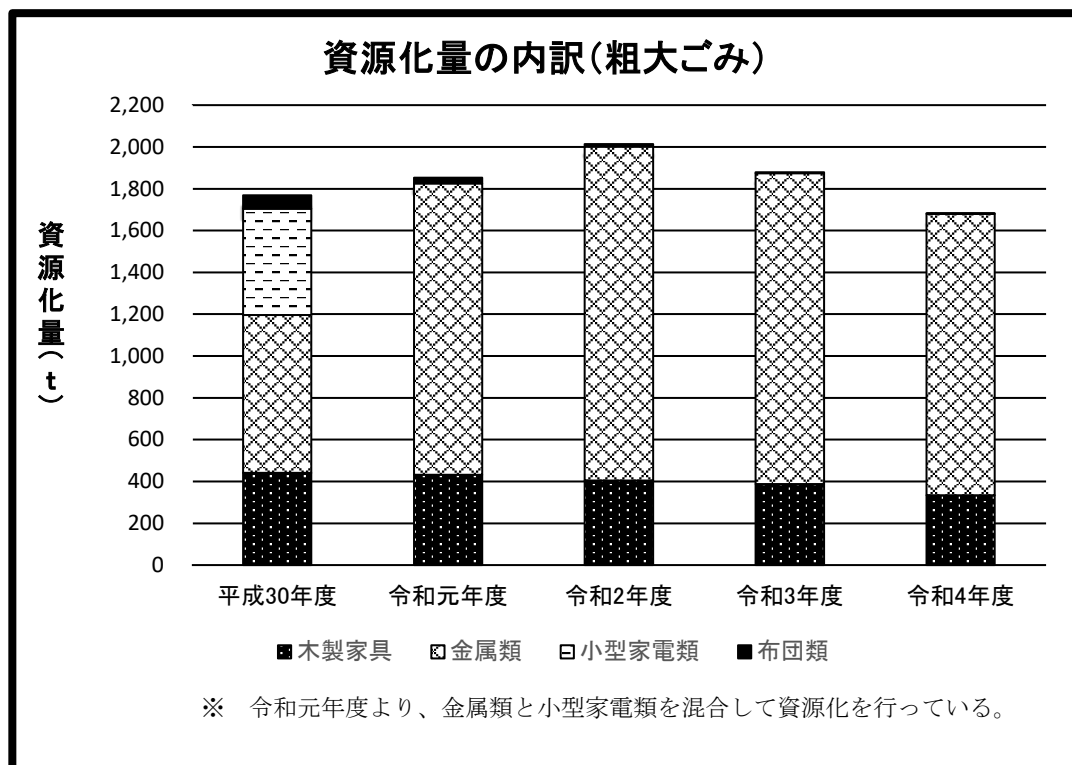
【 事業概要 】

粗大ごみのうち再資源化が可能な木製家具・金属類・小型家電類を民間資源化施設に搬入し、選別・梱包等を行ったうえで材質ごとに再商品化事業者へ引き渡して、再資源化を行っている。また、平成30年4月から布団類（布団全般に対象を拡大）の資源化を開始。

【 事業実績 】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源化量(t)	1,769.36	1,853.57	2,013.43	1,879.62	1,683.21
資源化率(%)	38.46	36.70	34.21	32.66	32.30
ごみ量(t) (※)	4,600.65	5,050.21	5,885.05	5,755.17	5,211.34

※ 粗大ごみとして回収された総量



5 粗大ゴミ再活用プロジェクト



【 目的 】

粗大ゴミのリユースによって、ゴミの減量を推進する。

【 開始時期 】

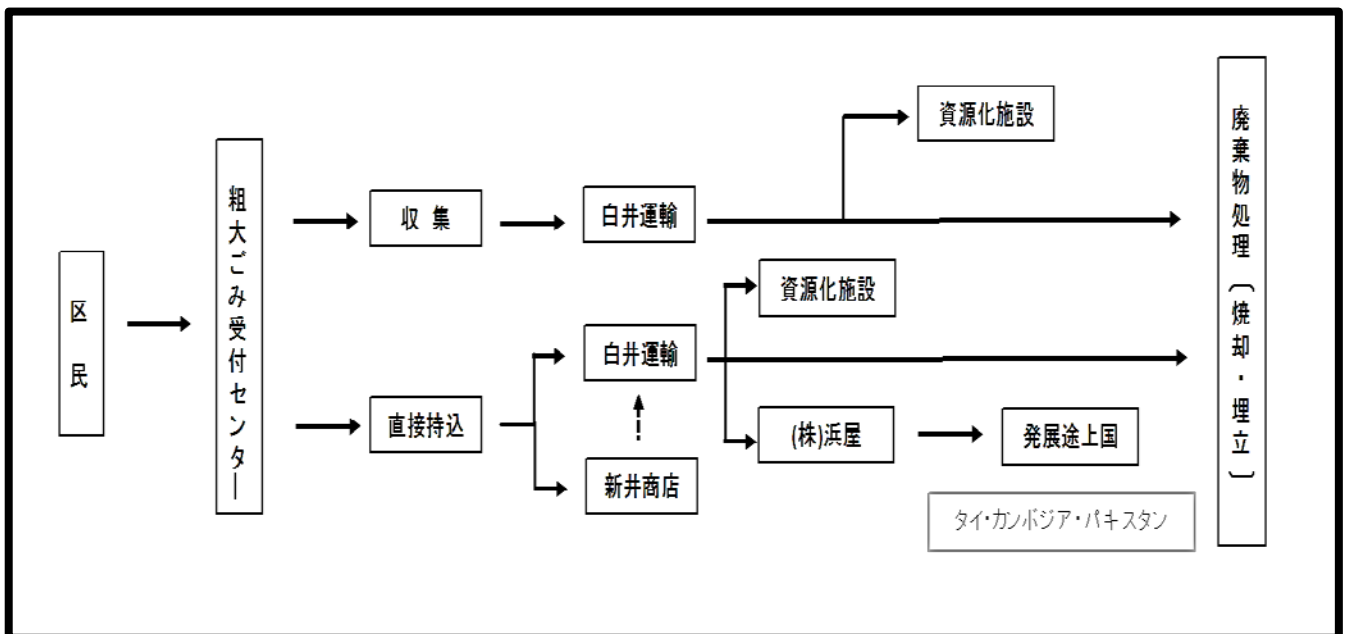
平成21年3月（平成20年度）

【 事業概要 】

粗大ゴミとして持ち込まれる家電製品等のうち、簡易な修理やクリーニング等で再利用が可能なものについて、本人の承諾を得て事業者が買い取る（1個につき100円）。

事業者が買い取った製品は、専門業者を通じて主に発展途上国で利用。

粗大ゴミ再活用プロジェクトのながれ



6 集団回収活動支援



【根拠法令等】

足立区集団回収活動支援要綱

【目的】

各家庭から出る資源を自主的に日時や場所を決めて回収し、回収業者に引き渡す地域のリサイクル活動を支援することで、資源の再生利用及び良質な資源の回収を推進する。

【開始時期】

平成4年7月（平成4年度）※ 区移管時 都時代では昭和30年11月

【事業概要】

① 報奨金額

回収量1kgあたり7円

② 作業補助用具の貸与

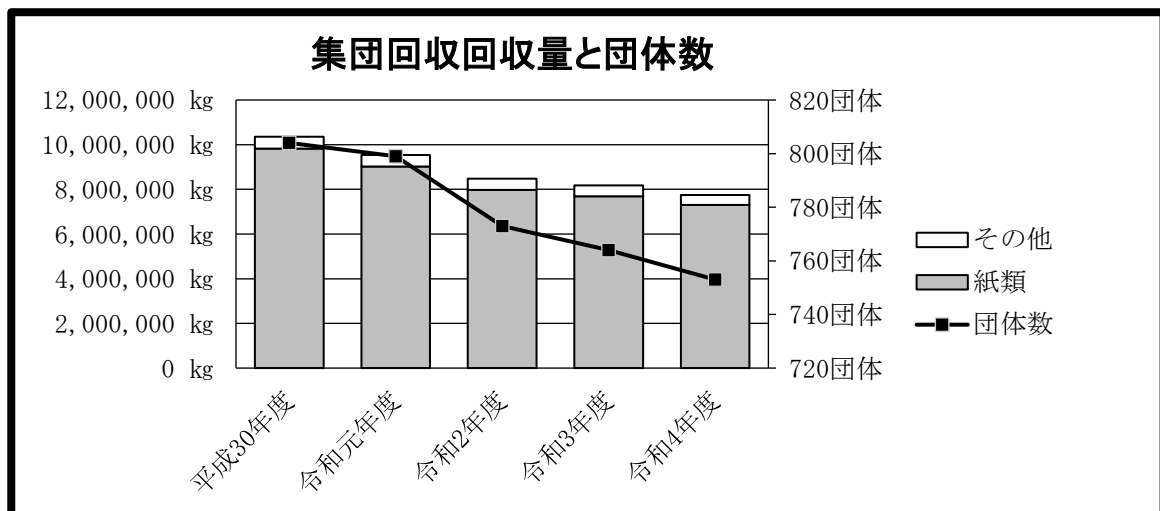
標識旗、雨よけシート、運搬台車、簡易型空き缶プレス機、折りたたみコンテナ、重量計測用はかり、回収作業員用腕章

③ 登録団体要件

町会、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA、マンション管理組合その他営利を目的としない団体で、10世帯以上の団体

【事業実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
実施団体数	804 団体	799 団体	773 団体	764 団体	753 団体	
資源回収量 (kg)	紙類	9,728,847	9,018,401	7,983,886	7,687,534	7,302,252
	布類	122,449	123,729	101,709	98,639	82,661
	金属類	389,292	387,228	391,499	383,215	364,789
	びん類	9,194	7,133	1,361	1,319	619
	計	10,249,782	9,536,491	8,478,455	8,170,707	7,750,321



7 3R推進事業



(1) ペットボトルキャップ回収支援事業

【根拠法令等】

ペットボトルキャップの回収及び環境学習講座実施に関する覚書

【目的】

ペットボトルキャップを活用し、3R意識の向上、3Rを実践する区民の増加を図る。

【開始時期】

平成20年12月

【事業概要】

小・中学校、幼稚園、保育園、住区センター等の施設にペットボトルキャップ回収ボックスを設置する。区と覚書を締結した事業者が回収して、洗浄・選別・粉碎などの工程を経て再資源化を行う。また、事業者を通じて、「認定NPO法人 世界のこどもにワクチンを 日本委員会」に回収量に応じた額（15円/kg）を寄付している。

【事業実績】

年度	回収量(kg)	回収個数(個)	ポリオワクチン数
平成30年度	44,330.0	19,061,900	33,040.0人分
令和元年度	27,147.1	11,673,253	20,248.2人分
令和2年度	19,631.8	9,417,978	14,650.6人分
令和3年度	23,342.2	11,671,100	17,419.6人分
令和4年度	21,683.0	10,841,500	16,181.3人分

- ※ 表中のポリオワクチン人数については、ご提供いただいたペットボトルキャップの重量に応じて寄付される金額を、ポリオワクチン購入費に充てた場合の試算
- ※ 足立区では、平成27年4月以降に、ご提供いただいたキャップの重量に応じたポリオワクチン支援の寄付について、協力事業者と新たに覚書を締結した。これにより、平成26年度までは10円/kgだった寄付が平成27年度からは15円/kgに変更された。お持ち込みいただいたキャップの重量に応じたポリオワクチン支援の寄付について、以下の通り計算することとなる（一部寄付ルートに相違があるため、実績値に差異が生じている）。
- ※ 近年、ペットボトルキャップの軽量化が進み、キャップ1個あたりの重量が変更となった。区の計算方法についても下記のとおり変更する。

項目	令和2年7月31日まで	令和2年8月1日以降
ポリオワクチン1人分のキャップ重量	約1.34kg	約1.34kg
ポリオワクチン1人分のキャップ個数	約580個	約670個
キャップ1個あたりの重量	約2.32g	約2.0g

(2) 資源買取市

【 根拠法令等 】

足立区資源買取市補助要綱

【 目的 】

区内リサイクル関連事業者との協働により、さらなるごみの減量化・資源化を推進する。区民のごみ減量とリサイクルに対する意識を高めることで、「地球にやさしいひとのまち」をめざす。

【 開始時期 】

平成21年9月

【 事業概要 】

資源買取市開催日に、家庭から出る資源を直接持ち込むと、実施事業者が市況に応じて買い取りする。買い取られた資源は、資源化・再商品化事業者に売却され、リサイクルされる。

【 実施事業者・開催場所 】

- ・ 新井商店 足立区北加平町8-26
- ・ 東京都環境リサイクリング 足立区関原1-21 (関原の森)
事業協同組合
- ・ 飛鳥興産 足立区江北2-3-18 (平成22年10月～)
- ・ 遠藤商店 足立区花畑1-14-1 (平成22年10月～)
- ・ トベ商事 足立区入谷8-13-1 (平成23年2月～)
- ・ 増田商店 足立区東和5-2-20 (平成24年11月～)
- ・ グリーンリサイクル(株) 足立区宮城1-4-8 (平成25年7月～)
- ・ 要興業 足立区鹿浜7-10 (平成26年11月～)

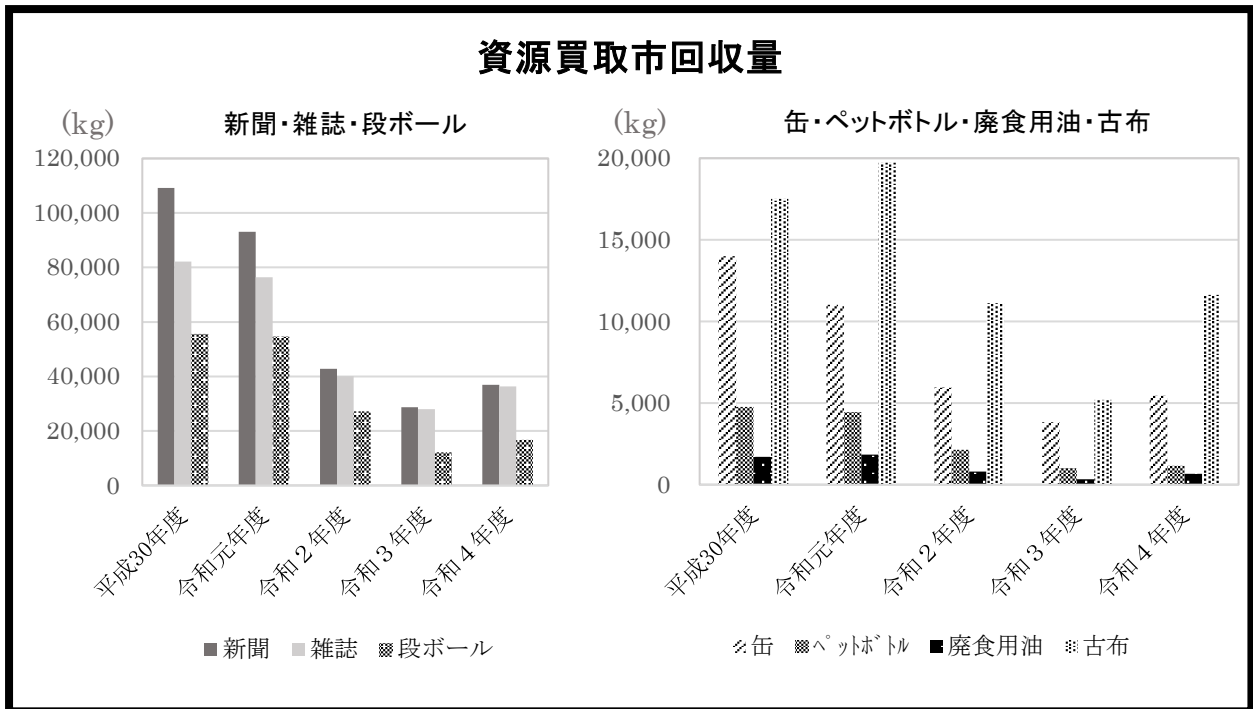
※ 開催日以外の買取、受入れは行わない。

【 事業実績 】

(単位：kg)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	109,228.0	93,094.8	42,775.0	28,688.5	36,948.0
雑誌	82,210.1	76,452.5	40,138.0	28,006.0	36,337.0
段ボール	55,609.0	54,718.0	27,135.5	12,096.0	16,738.0
アルミ缶	10,201.6	8,236.5	5,119.0	3,296.0	4,700.5
スチール缶	3,800.6	2,788.2	847.2	526.0	745.0
ペットボトル	4,768.2	4,447.4	2,131.0	1,017.0	1,148.0
廃食用油	1,713.2	1,840.4	802.0	338.0	655.0
古布	17,504.0	19,724.3	11,124.5	5,205.0	11,624.0

※ 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を一部中止した。



(3) 家庭系パソコンの処理

【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則等

【 目的 】

パソコンおよび周辺機器をリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

【 開始時期 】

平成17年12月

【 事業概要 】

家庭で不要になったパソコンおよび周辺機器を回収し、リサイクルを行う。

【 受付実績 】

年度	受付件数	パソコン(台)			ディスプレイ(台)	
		デスクトップ	一体型	ノート	CRT	LCD
平成30年度	631	405	68	312	148	312
令和元年度	626	367	71	263	181	275
令和2年度	905	524	105	480	174	460
令和3年度	679	391	84	366	146	346
令和4年度	453	232	49	203	85	263

(4) 宅配便によるパソコンの無料回収

【 根拠法令等 】

足立区とリネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定書

【 目的 】

パソコンおよび周辺機器をリサイクルすることで、ごみの減量を推進する。

【 開始時期 】

平成28年4月

【 事業概要 】

区と協定を締結した事業者が、家庭で不要になったパソコンや携帯電話、小型家電等を宅配便により回収し、リサイクルを行う。

【 事業実績 】

年度	パソコン		携帯電話		その他小型家電	
	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)	台数	重量(kg)
平成30年度	2,573	11,633.6	1,166	139.4	—	10,071.4
令和元年度	2,904	14,580.0	1,307	155.1	—	13,662.7
令和2年度	5,266	23,657.9	2,444	276.1	—	22,248.5
令和3年度	5,175	23,184.5	2,004	226.5	—	17,474.2
令和4年度	4,838	21,728.3	1,699	192.0	—	18,452.3

(5) 家庭用インクジェットプリンターのインクカートリッジ回収

【 根拠法令等 】

使用済インクカートリッジ及びトナーカートリッジの再資源化に関する覚書

【 目的 】

燃やすごみとして出されることの多い使用済のインクカートリッジを回収することで、区内のごみ減量と資源のリサイクルを推進する。

【 開始時期 】

平成29年3月

【 事業概要 】

区内11カ所にインクカートリッジの回収ボックスを設置する。区と覚書を締結した事業者が回収して、新たなインクカートリッジとして再資源化を行う。

【 事業実績 】

(単位：kg)

場所	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
足立区役所	18.65	23.51	25.16	30.11	49.16
あだち再生館	5.11	7.77	2.76	3.12	0.71
生涯学習センター	52.32	61.19	55.35	53.36	61.19
足立区勤労福祉会館	4.93	3.59	4.40	5.61	0
竹の塚地域学習センター	62.06	63.87	67.40	54.13	77.46
新田地域学習センター	8.83	7.92	9.17	5.06	6.17
鹿浜地域学習センター	16.54	22.41	10.90	14.50	31.38
東和地域学習センター	18.70	21.54	22.51	18.50	39.51
舎人地域学習センター	3.89	15.05	20.19	32.62	42.01
保塚地域学習センター	—	5.17	17.01	14.52	40.25
江北地域学習センター	—	1.98	5.69	8.73	9.43
合計	191.03	234.00	240.54	240.26	357.27

(6) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定するもの

【 根拠法令等 】

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

【 目的 】

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していく。

【 開始時期 】

平成13年4月

【 事業概要 】

リサイクルすることが義務付けられた、区では収集できない家電4品目（エアコン、テレビ、冷凍庫・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機）を適正な方法で処分する。

【事業実績】家電リサイクル受付センターを利用して引き取られた台数（単位：台）

年度	エアコン	テレビ	冷蔵庫・ 冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計
平成30年度	132	1,073	763	693	2,661
令和元年度	153	1,216	823	716	2,908
令和2年度	127	1,397	714	663	2,901
令和3年度	130	1,438	748	698	3,014
令和4年度	97	1,565	778	679	3,119

(7) Rのお店（ごみ減量・リサイクル推進店）事業

【根拠法令等】

足立区ごみ減量・リサイクル推進店制度実施要綱

【目的】

ごみの減量やリサイクル活動を推進する「Rのお店」での消費活動を通じて、ごみの排出量を減らし、循環型社会の形成をめざす。区民がRのお店と出会うことで、3Rについて意識したり、実践したりする契機となる。

【開始時期】

平成5年9月

【事業概要】

ごみの減量やリサイクル活動を推進するお店を「Rのお店」として登録し、登録店にはステッカーを交付する。10月の3R推進月間では3Rキャンペーンを実施し、期間中にRのお店を利用して、環境にやさしい活動を実践した区民に対して景品を配布している。

【事業実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録店舗数	98	90	87	82	81

(8) リサイクル見える化事業

【目的】

古紙のリサイクルの過程を体験することで、児童のリサイクルの意識の醸成を図る。

【開始時期】

令和4年9月（令和4年度）

【事業概要】

小学校の教室等から発生した古紙を事業者が引き取り、資源化処理後に製品化し、児童に還元することで、リサイクルの一連の流れを体験してもらう。令和4年度はモデル事業として、区立弥生小学校で実施した。

【事業実績】

年度	令和4年度
実施校数※1	1

※1 令和4年度はモデル事業として、区立弥生小学校で実施した。

(9) 生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助

【根拠法令等】

足立区生ごみ処理機・コンポスト化容器購入費補助金交付要綱

【目的】

生ごみ処理機・コンポスト化容器を設置した者に対し、必要な経費の一部として補助金を交付することにより、区民のリサイクルに対する啓発及びごみの減量を図る。

【開始時期】

平成5年9月

【事業概要】

補助金額は機器の本体価格（消費税を除く）の1/2（100円未満の金額は切り捨て）、1台あたり1万5000円が上限。

【事業実績】

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生ごみ処理機(件)	21	31	79	88	81
コンポスト化容器(件)	2	2	13	23	12
合計(件)	23	33	92	111	93
補助金額(円)	246,000	385,700	918,300	1,170,800	1,083,800

(10) リユース食器貸出事業

【根拠法令等】

足立区リユース食器貸出要綱

【目的】

区内で活動する団体にリユース食器を貸し出すことによって、ごみの減量に対する意識の醸成を図る。

【開始時期】

平成31年4月（令和元年度）

【事業概要】

非営利のイベントを行う区民団体に対し、リユース食器の無償貸出を行う。

【事業実績】

年度	実施団体数	貸出食器数
令和元年度 ※1	5	3,620
令和2年度 ※2	—	—
令和3年度 ※2	—	—
令和4年度 ※2	—	—

※1 令和元年度はモデル事業として、5団体で実施した。

※2 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により貸出実績なし。

施策群 2-3 持続可能な資源利用への転換

1 足立区の清掃事業



【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【 開始時期 】

平成12年4月（平成12年度、東京都から移管）

【 事業概要 】

東京都及び特別区（東京二十三区清掃協議会、東京二十三区清掃一部事務組合）と協力し、足立区内で発生したごみの処理をしている。

（1）清掃事業の運営形態

都区制度改革の実現により住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日付で東京都から特別区に移管され、その際、ごみの収集・運搬は各区で実施し、このうち可燃・不燃・粗大ごみの中間処理等（焼却や破砕など）については、より効率的な処理を行うといった理由から、23区が設立した東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理をしている。

また、23区と東京二十三区清掃一部事務組合で東京二十三区清掃協議会を設け、雇上車両関係事務を担当しこれに必要な連絡調整を図っている。

なお、最終処分については、各区と東京二十三区清掃一部事務組合が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施している。

これらの清掃事業を分かりやすく解説したリーフレット「ごみれば」を東京二十三区清掃一部事務組合が発行している。

◆東京都及び特別区の役割分担

東京都	特別区		
	足立区	東京二十三区 清掃協議会	東京二十三区 清掃一部事務組合
<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会づくりの推進 ・区市町村の廃棄物処理に関する財政的・技術的支援 ・新海面処分場の設置・管理・運営 ・産業廃棄物に関する事務 ・一般廃棄物処理施設の届出及び許可・指導 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・分別収集計画の策定 ・事業用大規模建築物等に対する排出指導 ・一般廃棄物処理業の指導 ・ごみ、し尿の収集・運搬・中継作業 ・ごみの再利用、資源化の推進 ・容器包装廃棄物の分別収集の実施 ・動物死体の処理（飼主等からの依頼分） ・浄化槽の設置等の届出及び指導 ・浄化槽清掃業の指導 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇上車両関係事務（廃棄物運搬請負契約及び配車等の事務に関すること） ・一般廃棄物処理業の許可 ・浄化槽清掃業の許可 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場等の整備・管理・運営 ・不燃ごみ及び粗大ごみ処理施設の整備・管理・運営 ・搬入調整 ・あわせ産廃の処理 ・ごみ量予測等の調整 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) ごみの現状

ア 足立区のごみ量

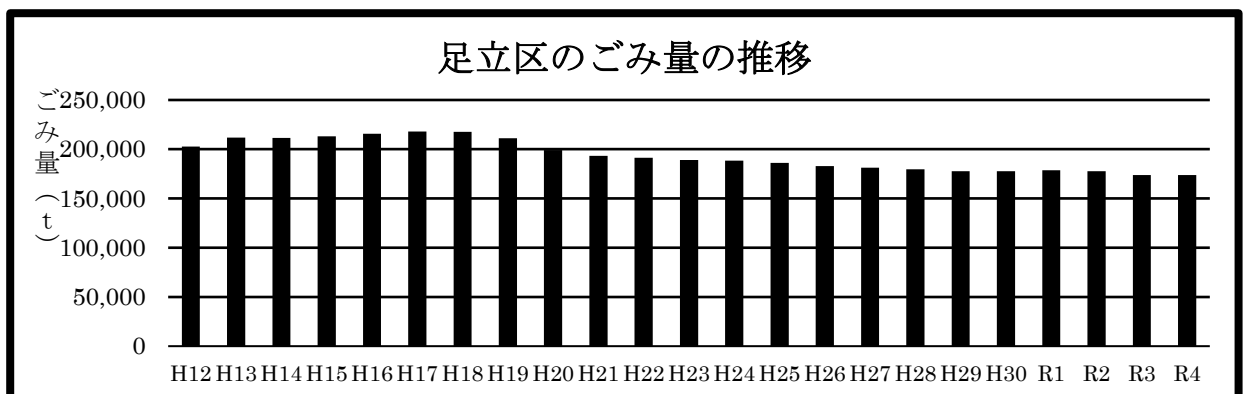
令和4年度のごみ量は、区収集ごみと持込ごみを合わせて172,220トンで、前年度と比較して約0.09%の減少となった。区収集ごみは約2.9%の減少、持込ごみは約6.2%の増加となっている。令和4年度は、区収集ごみ、持込ごみともに減少した。

◆ 足立区のごみ量の推移

(単位：t)

年度	区 収 集 ご み				持込ごみ	合 計	指数 (※)
	燃やすごみ	燃やさないごみ	粗大ごみ	小 計			
12	123,775	37,079	4,005	164,859	37,887	202,746	100
13	123,763	37,161	3,320	164,244	47,664	211,908	105
14	122,289	37,690	2,977	162,956	48,452	211,408	104
15	123,089	38,983	3,749	165,821	47,363	213,184	105
16	118,638	39,020	3,463	161,121	54,680	215,806	106
17	119,803	36,803	3,593	160,199	57,803	218,002	108
18	118,816	36,416	3,481	158,713	58,921	217,634	107
19	119,315	31,744	3,426	154,485	56,613	211,098	104
20	143,677	5,734	3,273	152,684	46,443	199,127	98
21	141,025	4,834	3,714	149,573	43,855	193,428	95
22	139,528	4,867	4,205	148,600	42,649	191,249	94
23	139,204	4,485	4,625	148,314	40,694	189,008	93
24	136,600	4,066	4,403	145,069	43,412	188,481	93
25	134,316	3,805	4,420	142,541	43,538	186,079	92
26	131,815	3,611	4,143	139,569	43,415	182,984	90
27	131,030	3,646	4,305	138,981	42,267	181,248	89
28	128,824	3,497	4,416	136,736	43,020	179,756	89
29	127,432	3,241	4,416	135,089	42,430	177,519	88
30	125,402	3,312	4,601	133,315	44,409	177,724	88
元	126,170	3,273	5,050	134,493	44,165	178,658	88
2	128,519	3,607	5,885	138,012	39,729	177,741	88
3	125,141	3,103	5,755	133,999	39,722	173,721	86
4	122,006	2,805	5,211	130,022	42,198	172,220	85

※ 平成12年度のごみ量を100として指数で表している。



イ 燃やすごみの組成

令和4年度に実施した燃やすごみの組成調査（家庭系・事業系）によると、燃やすごみの中には、資源回収品目が15.0%程度含まれている。その内訳は、紙類13.8%、ペットボトル0.5%、缶類0.1%、びん類0.1%、その他資源化可能品目0.5%である。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により実施しなかった。

◆燃やすごみの組成【足立区実施】 端数調整のため、各項目と合計は一致しない

組成品目		令和2年度(未実施)	令和3年度	令和4年度
生ごみ	直接廃棄 ※	—	6.2%	4.8%
	調理くず・残飯等	—	23.5%	26.4%
紙類	新聞・チラシ	—	1.3%	1.0%
	雑誌・書籍類	—	1.6%	1.9%
	段ボール	—	1.0%	1.0%
	紙パック	—	0.7%	0.7%
	紙製容器包装	—	4.7%	4.5%
	その他紙類	—	4.6%	4.8%
	資源化不適物	—	11.9%	13.2%
草木類		—	4.1%	1.8%
繊維類		—	3.9%	3.6%
紙おむつ類		—	5.4%	6.8%
プラスチック類	ペットボトル	—	0.6%	0.5%
	発泡トレイ	—	0.4%	0.4%
	発泡スチロール	—	0.1%	0.2%
	その他プラ製容器包装	—	13.4%	13.1%
	その他プラ製品	—	3.8%	3.9%
ゴム・皮革類		—	0.7%	0.8%
金属類	アルミ缶	—	0.0%	0.0%
	スチール缶	—	0.0%	0.0%
	その他金属類	—	0.3%	0.2%
びん・ガラス類	びん類	—	0.1%	0.1%
	ガラス類	—	0.0%	0.0%
陶磁器類		—	0.0%	0.0%
石・土砂類、有害・危険物類		—	0.3%	0.3%
小型家電製品		—	0.2%	0.1%
その他可燃物		—	9.2%	7.6%
その他不燃物		—	0.8%	0.9%
外袋	レジ袋	—	0.3%	0.3%
	プラスチック製袋	—	0.8%	0.7%
	その他袋	—	0.2%	0.3%
合計		—	100.0%	100.0%

※ 平成30年度までは「未利用食品」としていたが、令和元年度より環境省の示した分類方法により「直接廃棄」とした。

(3) 足立区のごみの流れ

ア 燃やすごみ

燃やすごみは、千住地域の一部を墨田清掃工場、区西部の一部を北清掃工場、区東部の一部を葛飾清掃工場、それ以外は、足立清掃工場で焼却されている。

平成20年4月からプラスチック等を清掃工場で焼却し、発電等に利用するサーマルリサイクルを実施している。

なお、北清掃工場は建替計画に伴い、令和5年1月28日より搬入を停止している。

イ 燃やさないごみ

平成22年度より、燃やさないごみの資源化モデル事業を開始した。平成23年度からはこの事業を区内全域に拡大するとともに、資源化品目に陶磁器を追加し、令和4年度は90.62%の資源化をすることができた。今後も資源化率90%以上を維持していく。

なお、手選別後の資源化不適物は、中防不燃ごみ処理センターへ直接搬入している。

中防不燃ごみ処理センターでは、燃やさないごみを破碎・減容処理したのち、埋立処分している。

ウ 粗大ごみ

粗大ごみは、一度、粗大ごみ中継所に集め、可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別する。主として木製家具・金属類を民間資源化施設に運搬し、資源化施設では破碎等の処理を行った後、選別・梱包して材質ごとに再利用事業者へ引き渡す。また、平成30年度からは羽毛布団・毛布・タオルケットに加え、布団類全般の資源化を始めた。

それ以外の粗大ごみは、中央防波堤内にある粗大ごみ破碎処理施設で破碎され、可燃物は清掃工場で焼却、不燃物は中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分されている。

エ 溶融スラグ・処理残さ

清掃工場の灰溶融施設は、燃やすごみを焼却した後に発生する焼却灰を1,200度以上の高温で溶融してスラグをつくり、砂の代替材料として有効利用を促進していた。しかし、平成23年3月11日の東日本大震災以降、電気使用量の削減と売電量の拡大が必要となり、スラグの利用が進まないこともあって、令和元年度末をもって全ての清掃工場の灰溶融施設は休止することとなった。

一部の焼却灰や燃やさないごみ及び粗大ごみの処理残さは、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられている。

(4) ごみの収集

区は、生活環境保全に支障が生じないうちに、資源回収場所・ごみ集積所に排出された家庭ごみ及び収集基準に該当する小規模事業者の事業系ごみ（事業系有料ごみ処理券貼付）の収集等を行っている。

ア 事業系ごみの収集基準

「常時使用する従業員の数が20人以下及び1回あたりの集積所に出すごみ量が90ℓ以下」の事業者。なお、容量で量れない場合、1日あたりのごみ量10kg未満。

イ 分別区分等

区 分	収集回数	排 出 方 法	品 目
燃やすごみ (家庭系) (事業系)	週3回	容器排出が原則、焼却に適した素材を使用した中身の見える袋でも可(容器・袋の容量は90ℓ以下)	生ごみ、紙くず、衣類・布、プラスチック、食用油、紙おむつ、少量の枝・葉、ゴム・皮革類、プラマークのついた容器など(可燃物と不燃物の複合製品で、可燃物の割合の高いもの)
燃やさないごみ (家庭系) (事業系)	月2回	容器排出が原則、中身の見える袋でも可(容器・袋の容量は90ℓ以下)	ガラス・陶磁器類、金属類、小型電化製品など(可燃物と不燃物の複合製品で、不燃物の割合の高いもの)
資 源 (家庭系) (事業系)	週1回	古紙は品目別にひもで束ねる。 びん・缶は原則としてコンテナ、ペットボトルは原則としてネット袋、コンテナに入れる。	古紙類(新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ) びん類(飲料びん・食用びん) 缶類(飲料缶、食用缶、スプレー缶、カセットボンベ) ペットボトル
粗大ごみ (家庭系)	随 時 (事前 申込制)	「粗大ごみ受付センター」(※)で申込受付後、有料粗大ごみ処理券を貼付して玄関先等に出す。 または指定の場所へ持ち込む。この場合、年度内2回、1回につき10個まで手数料は免除。	家具・家電製品など耐久消費財を中心とする、おおむね30cm角以上のもの ※ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)によるエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機)、及び資源有効利用促進法によるパソコンは収集しない。
あわせ産廃 (事業系)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する。 その品目は、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く)、ガラスくず、陶磁器くず。	
拠点回収	週1回	六木住区センターの1か所 専用回収ボックスへ持ち込む。	食品トレイ

◆粗大ごみ収集状況

(単位：個)

品 目	個 数 (収集+持込)				
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ガステーブル	4,289	4,451	5,028	4,403	3,691
食器洗い乾燥機	391	433	510	519	596
電子レンジ	7,407	8,697	10,637	10,287	8,554
ストーブ(ファンヒーター含む)	10,438	11,628	13,034	12,134	9,390
電気掃除機	12,564	14,741	17,461	16,685	15,597
照明器具	9,932	11,019	13,815	13,783	13,681
オーディオ機器	3,222	3,379	3,916	3,348	1,685
ビデオデッキ	5,358	5,872	7,139	6,075	2,807
いす	31,235	34,141	42,480	42,739	41,270
ソファ(1人用)	3,982	4,336	5,137	4,993	3,802
ソファ(2人用)	6,800	7,486	9,408	9,143	7,783
シングルベッド	5,334	6,022	7,123	7,146	4,424
ベッドマット	6,557	7,841	10,363	10,285	10,450
布団	74,896	80,059	92,533	90,639	79,108
敷物	22,079	23,783	27,070	26,433	25,441
テーブル	21,164	23,528	28,302	28,251	18,918
箱物家具(タンス・戸棚など)	66,575	73,331	89,106	89,786	83,671
スキー板	1,912	1,860	2,283	1,901	1,612
畳	3,905	4,032	4,369	4,217	3,493
建具	2,532	2,934	3,111	3,134	2,024
自転車	10,962	11,841	12,898	12,377	10,767
その他	217,776	242,478	286,851	281,111	317,733
合 計	529,310	583,892	692,574	679,389	666,497

粗大ごみ自己持込率	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	27.2%	26.6%	25.2%	24.3%	23.8%
個 数	46.8%	46.3%	45.6%	44.4%	43.3%
金 額	46%	45.8%	45.2%	43.8%	42.7%

ウ 区が収集しないもの

内 容	例 示
危険性があるもの 有害性のあるもの 引火性のあるもの	薬品類、金属粉末、石油類〔灯油、ガソリン、シンナー、エンジンオイル(凝固剤使用も不可)など〕、塗料、マッチ、花火(未使用のもの)、中身の入ったライターなど。
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、消火器、レンガ、コンクリートブロック、石や土、砂、石膏ボード、オートバイ、自動車関連部品、小型焼却炉、排水溝の汚泥、動物のふん、液状のものなど。

(5) ごみの中間処理

ア 燃やすごみ

衛生的にすぐれた処理方法であると同時に、ごみが大幅に減量・減容化され、埋立処分場の長期的利用が可能となるため、焼却処理している。

足立清掃工場は、プラント更新（炉の更新及び灰溶融炉設置）を実施、平成17年3月竣工、稼働した。

イ 燃やさないごみ

区内の民間資源化施設に搬入、人手により資源化可能物を選別・梱包し、材質ごとに再利用業者に引き渡している。手選別後の資源化不適物は、東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する中央防波堤埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターへ運搬し、減容化のうえ、埋立処分を行う。

中防不燃ごみ処理センターでは、埋立処分場の延命化を図るため、燃やさないごみを破碎し、磁気及びふるいによる選別を行い、鉄分・アルミニウムについては回収・売却している。その他は、埋立処分している。

ウ 粗大ごみ

区内で収集され、粗大ごみ中継所に運ばれた粗大ごみのうち、金属比率の高い物や資源化可能な木製家具は粗大ごみ中継所で選別し、民間資源化施設に運搬している。

資源化施設では、破碎等の資源化処理を行い、再資源化事業者に引渡している。

平成30年度からは、羽毛布団・毛布・タオルケットに加え、取り扱い品目を拡大して、布団類全般を粗大ごみ中継所で選別し、民間資源化施設に運搬している。

また、それ以外の粗大ごみは、中央防波堤埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設にて破碎と磁選により、鉄・アルミを回収した後、焼却・埋立処分をしている。

このことにより、最終処分場である中央防波堤外側埋立地に運搬する粗大ごみ量を軽減することができるため、処分場の延命化に貢献している。

(6) ごみの最終処分

焼却灰、燃やさないごみの資源化処理残さなどは、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられている。新海面処分場は、平成8年7月に埋立免許を取得し、平成10年12月に廃棄物の埋立処分を開始した。埋立に際しては、飛散防止のため土砂ではさむ、サンドイッチ工法で処分している。害虫等の対策としては、薬剤散布により対処している。処分場の浸出水は、埋立地に設置した排水処理場で処理した後、砂町水再生センターで処理している。

新海面処分場は東京港に残る最後の埋立処分場であるため、埋立処分量の削減が差し迫った課題となっている。

(7) 事業系ごみ

事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任で適正に処理しなければならない。そこで、排出事業者が自らまたは一般廃棄物処理業者に委託して運搬された持込ごみを、東京二十三区清掃一部事務組合の処理施設や東京都の最終処分場で受け入れ、処理を行っている。

ア 臨時持込ごみ

持込ごみの中で、区内で臨時的に排出される事業系一般廃棄物をいう。排出事業者等が自己の車両等を使用し、東京二十三区清掃一部事務組合等の処理施設へ直接持ち込む。清掃事務所において受付し、東京二十三区清掃一部事務組合で搬入承認し、可燃ごみは清掃工場へ、その他のごみは中央防波堤内側処分場の中間処理施設へ搬入する。

また、焼却灰は区で受付・承認し、都の最終処分場へ搬入する。

搬入先	受付・承認	持込受付件数				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
清掃工場	足立清掃事務所	1,939	1,791	1,824	1,682	1,793
中防		145	185	180	193	247
最終処分場		0	0	0	0	0
合計		2,084	1,976	2,004	1,875	2,040

イ 継続持込ごみ

持込ごみの中で、概ね1週間に1回以上、定期的・継続的に持ち込む事業系一般廃棄物をいう。主に一般廃棄物処理業者や再生資源取扱業者等が、東京二十三区清掃一部事務組合の承認を得て、持込承認書の交付及びICカードの貸付を受けたうえで、東京二十三区清掃一部事務組合等の処理施設に持ち込む。

また、焼却灰は区で承認し、持込承認書及びICカードの交付を受け、都の最終処分場へ搬入する。

種別		継続持込承認事業者数				
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般廃棄物処理業 (最終処分場搬入分)	足立清掃事務所	1	1	1	1	1
自己持込	再生資源取扱業	6	6	6	6	6
	その他	0	0	0	0	0
	小計	6	6	6	6	6
合計		7	7	7	7	7

2 し尿・浄化槽汚泥収集



【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び足立区浄化槽法施行細則等

【目的】

廃棄物の適正な処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

【開始時期】

平成12年4月（平成12年度、東京都から移管）

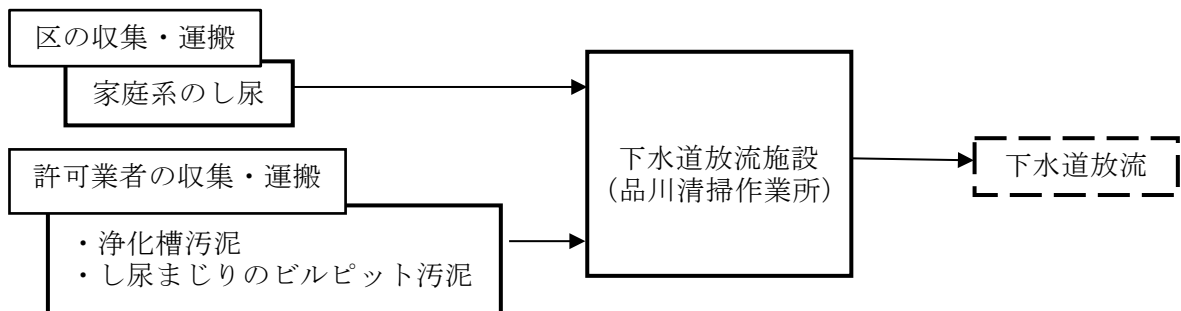
【事業概要】

本区の下水道は、概成100%、普及率で99%である。しかし、公共下水道に接続されておらず汲み取り式のトイレや浄化槽を利用している世帯等も一部ある。

なお、区の収集・運搬は、家庭系の汲み取り式トイレのし尿が対象。浄化槽汚泥、し尿まじりのビルピット汚泥（事業系）は一般廃棄物処理業者（許可業者）が収集・運搬している。

(1) し尿収集事業

ア 処理の流れ



イ 処理状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
くみ取り戸数（戸）	248	192	177	143	140 ※1
くみ取りし尿（kL）	389.1	361.2	305.7	267.6	234.8
し尿まじりのビルピット汚泥（kL）	111.6	97.2	105.5	96.8	106.7
浄化槽設置基数（基）	449	400	394	390	350
浄化槽汚泥（kL）	468.9	397.7	389.5	446.8	362.7

※1 令和4年度のくみ取り費用は130,444円

※ 各数値は年度末時点。浄化槽設置基数は一部の事業者分を含む。

ウ し尿の作業計画

車両台数	1台/日	し尿収集	3.4kL/日
------	------	------	---------

※ 数値は令和4年度基本作業計画上の数値

エ 収集・運搬

足立清掃事務所が委託により実施。原則として各し尿対象戸を月2回、1.7kLの小型吸上車で行い、品川清掃作業所へ運搬している。住宅改修によるトイレの水洗化等により、家庭系し尿収集対象戸数は減少している。

オ 処分

品川清掃作業所では、下水道放流基準を満たす状態に処理し、放流を行っている。

(2) 浄化槽清掃経費助成

【事業概要】

下水道未普及地域等の住居設置の浄化槽を対象に、適切な清掃や維持管理を促すため、浄化槽清掃経費の助成を行う。

◆浄化槽清掃経費助成実績

単独浄化槽及び合併浄化槽（10人槽以下）											
容量 (m ³)	助成額 (円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
1.00未満	8,500	4	34,000	2	17,000	2	17,000	1	8,500	0	0
1.00～ 1.49	9,000	10	90,000	8	72,000	10	90,000	10	90,000	9	81,000
1.50～ 1.99	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
2.00～ 2.49	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000	1	11,000
2.50～ 2.99	12,000	1	12,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	17	157,000	12	110,000	14	128,000	13	119,500	11	102,000

3 資源の持去り対策



【根拠法令等】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【目的】

区民が分別し、資源回収場所・ごみ集積所に出した資源について、頻繁に第三者による持去り行為が行われているため、持去りを防止し、適切に資源化を図る。

【開始時期】

平成22年度

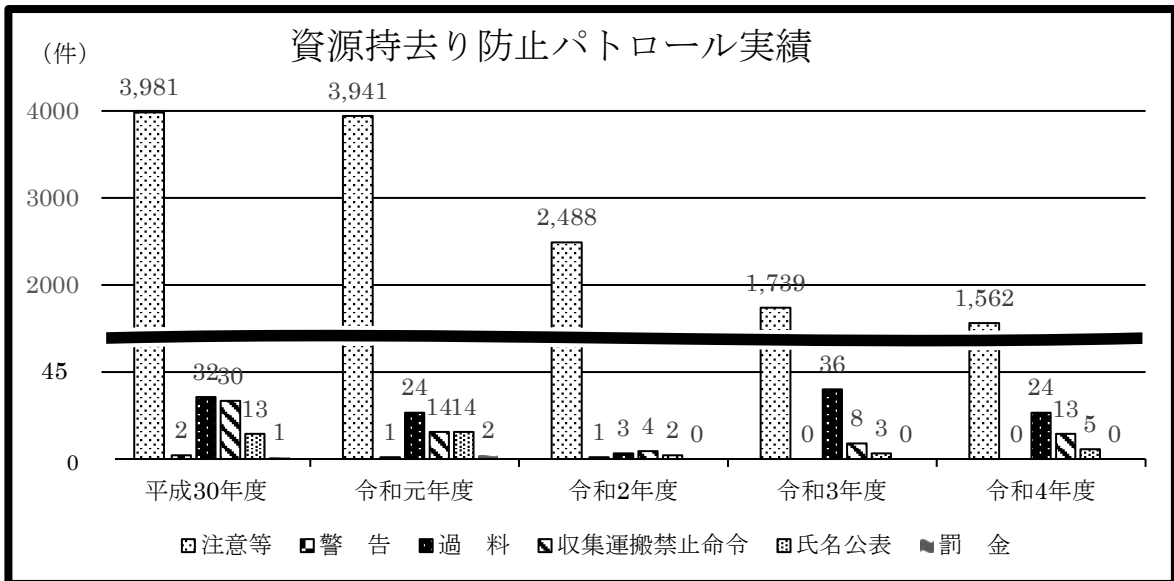
【事業概要】

職員や委託事業者による資源持去り防止パトロールを実施し、資源回収場所・ごみ集積所に出された資源の持去り防止を図っている。また、平成27年1月に条例と施行規則を改正し、収集運搬禁止命令の交付、氏名公表及び罰金に処することができるようになった。

◆資源持去り防止パトロール実績

(単位：件)

年度	注意等	警告	過料	収集運搬禁止命令	氏名公表	罰金
平成30年度	3,981	2	32	30	13	1
令和元年度	3,941	1	24	14	14	2
令和2年度	2,488	1	3	4	2	0
令和3年度	1,739	0	36	8	3	0
令和4年度	1,562	0	24	13	5	0



4 ごみの排出指導業務



(1) 防鳥ネットの貸付

近年、カラスによるごみ集積所のごみの散乱等による環境問題が発生しており、対策が急務となっていた。

区では、収集現場での排出指導と防鳥ネットの貸付により、対策を講じている。

◆防鳥ネット貸出状況（足立清掃事務所）

(単位：枚)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
枚数	大	985	899	1,110	949	898
	中	1,492	1,526	1,721	1,487	1,464
	小	499	579	672	704	751
	計	2,976	3,004	3,503	3,140	3,113

サイズ：大 [3m×4m]、中 [2m×3m]、小 [1.5m×2m]

■参考■ 足立区内資源回収場所・ごみ集積所数 30,306カ所（令和5年4月1日現在）

(2) とりコン（折り畳み式ごみ収集ボックス）の貸付

ごみ集積所におけるカラス被害対策として、防鳥ネットを貸出してきたが、より効果の見込める折り畳み式ごみ収集ボックス「とりコン」を平成30年2月から試験的に導入した。効果が高く、利用者からの評判も良かったため、平成30年4月から区内全域への貸出しを開始した。

◆とりコン貸出個数（足立清掃事務所）（単位：個）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
個 数	788	479	373	309	1,949

(3) 建築物に対する廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置指導

【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

一定規模の建築物から排出される廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な分別、保管を行う場所を確保するため、区長が定める基準に適合した保管場所等の設置を義務付ける。

【 開始時期 】

平成12年度

【 事業概要 】

建築確認申請前までに保管場所等の基準を満たした届出を受理している。

建築物完成後は、保管場所等の検査を実施し、ごみ減量推進課と足立清掃事務所が連携して、廃棄物の適正な排出を指導している。

ア 廃棄物保管場所の設置届出対象建築物

- ・ 事業用途部分の延床面積1,000㎡以上の建築物
- ・ 住戸数が30戸以上の建築物又は住宅用途部分の延床面積3,000㎡以上の建築物

イ 再利用対象物保管場所の設置届出対象建築物

- ・ 事業用途部分の延床面積1,000㎡以上の建築物

◆保管場所設置届受理件数（単位：件）

対象建築物	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業用途部分の 延床面積1,000㎡以上	22	9	12	24	22
住戸30戸以上又は 住宅用途部分の 延床面積3,000㎡以上	41	51	34	44	42
合 計	63	60	46	68	64

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

【 根拠法令等 】

足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同施行規則等

【 目的 】

事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）から排出される事業系廃棄物の適正処理及び減量を図るため、事業用大規模建築物の所有者に対し指導等を行う。

【 開始時期 】

平成12年度

【 事業概要 】

事業用大規模建築物（延床面積1,000㎡以上）の所有者に「廃棄物管理責任者」の選任と年度ごとの「再利用計画書」の提出を義務付け、新任の廃棄物管理責任者等には、事業系廃棄物処理に関する基本的な知識を習得してもらうため、「廃棄物管理責任者講習会」を毎年度実施している。

また、事業所への立入調査を実施し、再利用計画書に沿った分別や保管、処理委託等が適正に行われているか確認し、必要に応じて、廃棄物の適正処理について助言・指導を行っている。

令和4年度の事業用大規模建築物	1,038者
・ 区立小中学校	103者
・ 延床面積1,000㎡～3,000㎡未満	597者
・ 延床面積3,000㎡以上	338者

◆ 再利用計画書提出数 (単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
727	757	781	785	787

※ 区立小中学校を除く。

◆ 廃棄物管理責任者講習会参加事業者数 (単位：者)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
158	100	0	391	194

※ 令和元年度の第2回目、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し中止した。

※ 令和3年度から、eラーニング形式で講習会を実施した。

◆ 立入調査件数 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
立入調査	94	76	59	47	22
書面電話調査	—	—	—	51	184
合計	94	76	59	98	206

※ 令和3年度から立入調査に加えて書面・電話調査を実施した。

5 浄化槽の設置等届出の受理及び指導



【 根拠法令等 】

足立区浄化槽法施行細則等

【 目的 】

公共用水域等の水質の保全等のため、浄化槽の管理者（設置者）は法令に基づき、法定検査、保守点検、清掃等の維持管理を行わなければならない。

そのため、区は浄化槽の管理者（設置者）に対し指導等を行い、適正な維持管理を図る。

【 開始時期 】

平成12年度

【 事業概要 】

区画整理事業や住居・事業所の改築等により公共下水道への接続が増えたことから、浄化槽は毎年減少している。なお、浄化槽の廃止や変更等の際は、区への届出を義務付けている。また、浄化槽に起因する悪臭等の苦情があった場合は、浄化槽の管理者に適切な維持管理を行うよう指導している。

◆浄化槽設置基数

(単位：基)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
浄化槽設置数	449	400	394	390	350

◆浄化槽清掃業許可業者数

(単位：者)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可業者数	45	45	44	44	44

◆一般廃棄物処理業許可業者数

(単位：者)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
許可業者数	309	300	288	288	284
収集・運搬業の許可業者数	309	300	288	288	284
処分業の許可業者数	8	8	8	8	8

※ 処分業者はいずれも収集・運搬業許可を有している。



6 その他の事業

<p>ふれあい指導</p>	<p>集積所の改善・美化、ごみの分別、事業系有料シールの貼付、不法投棄等の指導で、区民・事業者にごみ・資源の排出方法に関する理解を深めてもらう。</p> <p>【令和4年度実績】 1,614件（ふれあい業務 21,996件）</p>
<p>戸別訪問収集 （ふれあい訪問収集）</p>	<p>集積所に資源・ごみを出すことができない高齢者・障がい者の方を対象に、玄関先等からごみを収集する。</p> <p>【対象者】 世帯員が集積所までごみを持ち出すことが困難であり、かつ、世帯員以外の者の協力を得ることができない方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険における要介護2以上に認定されている方 2 身体障害者手帳1級又は2級に認定されている方 3 その他自ら集積所にごみを出すことが困難であると認められる方 <p>【令和4年度末対象者】 359人（週1～3回の訪問）</p>

柱3 生活環境の維持・保全

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

1 環境公害対策事業



(1) 大気汚染

ア 自動車排出ガス（7地点を5～6月頃、11～12月頃に調査）

◆二酸化窒素濃度及び一酸化窒素濃度調査結果（区測定データ）

No.	調査地点	二酸化窒素濃度 調査期間平均値 ※1		環境基準 適合状況 ※2		一酸化窒素濃度 調査期間平均値 ※1※3	
		5月	12月	5月	12月	5月	12月
1	新田二丁目	0.018	0.023	○	○	0.014	0.039
2	栗島中学校	0.023	0.017	○	○	0.017	0.029
3	大谷田交番	0.018	0.018	○	○	0.009	0.011
4	上沼田東公園	0.015	0.023	○	○	0.012	0.042
5	千寿桜小学校	0.014	0.022	○	○	0.005	0.019
6	梅田一丁目	0.014	0.016	○	○	0.009	0.012
7	平野三丁目	0.013	0.021	○	○	0.005	0.018

※1 測定値単位：ppm

※2 環境基準：二酸化窒素濃度の環境基準は、1日平均値0.06ppm以下であること。

※3 一酸化窒素には環境基準が定められていない。

◆浮遊粒子状物質濃度調査結果（区測定データ）

No.	調査地点	浮遊粒子状物質濃度 調査期間平均値 ※1		環境基準適合状況 ※2			
		5月	12月	1日平均値		1時間値	
				5月	12月	5月	12月
1	新田二丁目	0.016	0.012	○	○	○	○
2	栗島中学校	0.019	0.011	○	○	○	○
3	大谷田交番	0.014	0.013	○	○	○	○
4	上沼田東公園	0.015	0.013	○	○	○	○
5	千寿桜小学校	0.016	0.012	○	○	○	○
6	梅田一丁目	0.016	0.013	○	○	○	○
7	平野三丁目	0.014	0.010	○	○	○	○

※1 測定値単位：mg/m³

※2 環境基準：浮遊粒子状物質の環境基準は、1日平均値が0.10mg/m³以下でありかつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

イ ダイオキシソ類（3地点を8月、2月に調査）

◆一般環境大気中のダイオキシソ類濃度調査結果（区測定データ）

調査地点	ダイオキシソ濃度※	環境基準
鹿浜	0.018	0.6
竹の塚	0.021	
東和	0.020	

※ 測定値単位：pg/TEQ/m³

ウ アスベスト（2地点を11月に調査）

◆一般大気環境中のアスベスト濃度調査結果（区測定データ）

測定地点	南花畑地点1	南花畑地点2
測定値 ※1 ※2	0.087	0.11

※1 測定値単位：f/ℓ

※2 検出下限値：0.056 f/ℓ

エ 光化学スモッグ緊急時対策

オキシダソ濃度が100ppb以上の状態を継続するときには学校情報、120ppb以上の状態を継続するときには注意報、240ppb以上の状態を継続するときには警報が発令される。

◆光化学スモッグ発令状況

発令区分	学校情報	注意報	警報
発令回数	8	2	0

(2) 水環境調査

ア 河川水質（8河川1用水11地点を4月、7月、10月、1月に調査）

◆河川定期水質調査地点におけるBODの測定結果（年平均値）

No.	河川名	調査地点	調査結果※	環境基準
1	中川	中川橋	2.1	5以下
2	綾瀬川	内匠橋	2.2	
3	荒川	鹿浜橋	2.1	
4	隅田川	千住大橋	2.8	
5	毛長川	舎人橋	1.3	—
6	毛長川	谷塚橋	2.8	
7	伝右川	伝右橋	2.1	
8	新芝川	南平大橋	1.9	
9	垢川	六木	3.4	
10	垢川	小溜井	5.8	
11	見沼代用水	一本橋	2.5	

※ 測定値単位：mg/l

その他に、綾瀬川、隅田川、垢川で独自調査を行っている。

イ 水質異常事故対応

◆水質異常事故件数

現象	油流出	着色	白濁	魚浮上	その他
件数	5	3	0	2	0
上記のうち原因が特定された件数	0	0	0	0	0

(3) 自動車騒音・振動

ア 自動車騒音常時監視(面的評価)

区内の幹線道路沿いの自動車騒音の影響をみるため、11区間を調査

◆自動車騒音常時監視(面的評価)結果

	昼	夜	住居等戸数(戸)
環境基準達成率(%)	96.7	91.4	13,201

イ 自動車騒音定点調査(リンク調査)

都全体の自動車騒音対策の基礎資料として、7路線9地点を調査

◆自動車騒音定点調査(リンク調査)結果

	昼	夜
要請限度達成率(%)	100	88.9

ウ 自動車騒音交通量調査

自動車騒音常時監視対象道路と比較するため、騒音レベルが高く交通量の多い区道9路線9地点を2年間に分けて調査している。令和4年度の調査地点である区道4路線4地点(1地点は建て替え工事のため測定中止)の交通量と平成27年度道路交通センサスの国道4号線の交通量を比較した結果、区道4路線4地点の交通量は23.9%~34.8%であった。

(4) 放射線

放射線定点測定及びホームページ更新

足立区立中央公園、東部保健センター、足立清掃事務所、足立清掃事務所曙分室において、雨天を除く毎開庁日に区が、舎人公園においては東京都が測定している。

◆放射線定点測定結果(年平均値)

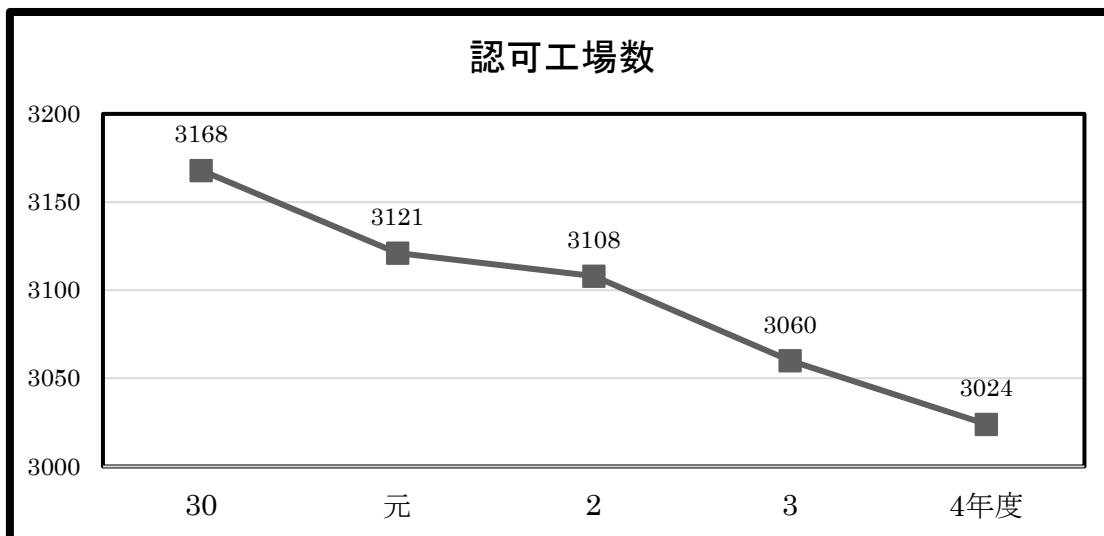
測定地点	測定値(地上1m) ※	測定値(地上50cm) ※	測定値(地上5cm) ※
足立区立中央公園	0.06	0.06	0.06
東部保健センター	0.06	0.06	0.07
足立清掃事務所	0.06	0.06	0.07
足立清掃事務所曙分室	0.06	0.06	0.06

※ 測定値単位: $\mu\text{Sv/h}$ (マイクロシーベルト毎時)

(5) 工場、事業場等への公害規制指導
工場、指定作業場の認可申請、設置届等

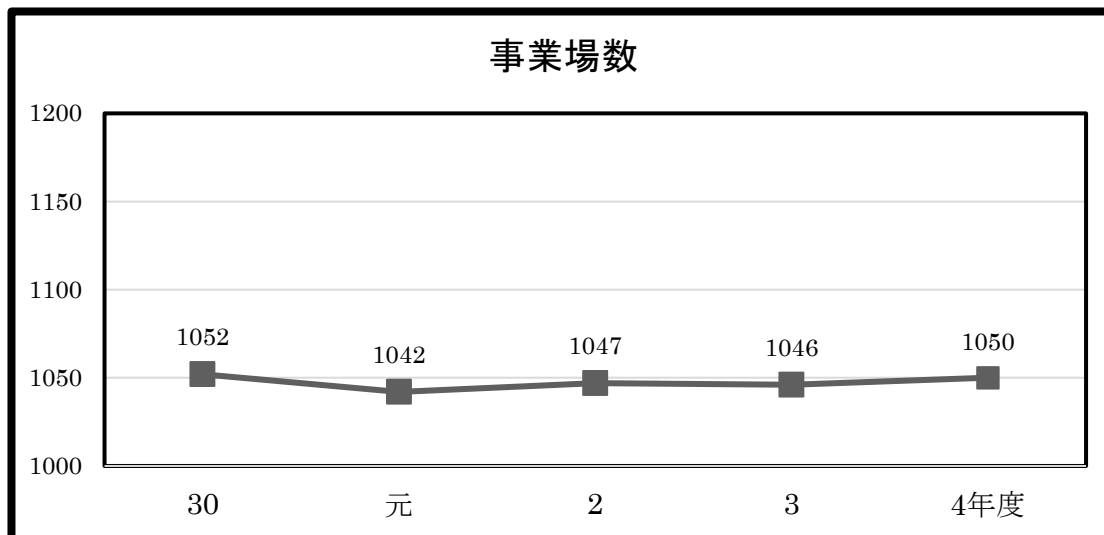
◆条例による認可工場数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
工場数	3,168	3,121	3,108	3,060	3,024



◆条例による指定作業場数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業場数	1,052	1,042	1,047	1,046	1,050



◆騒音・振動規制法による特定施設

騒音・振動特定施設の届出件数は、設置届15件、変更届13件、全廃届31件

(6) 解体等工事現場の公害規制指導

【根拠法令等】

大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【目的】

解体等工事に伴うアスベストの飛散や騒音、振動などの公害現象の発生を予防する。

【開始時期】

昭和43年 騒音規制法制定

【事業概要・実績】

ア アスベスト工事に関する規制

令和4年4月1日から、一定規模以上の解体・改造・補修工事について、アスベストの有無に関わらず、調査結果を区に報告することが義務付けられた。また、アスベストを含有する吹付材や断熱材などの除去等工事を行う場合には、工事計画書の届出も必要となる。区では、工事内容に応じて養生確認等の現地調査を行っている。

事業実績：アスベスト調査結果の報告件数 3,617件

アスベスト工事の届出件数 22件

イ 騒音・振動の大きな機械の使用に関する規制

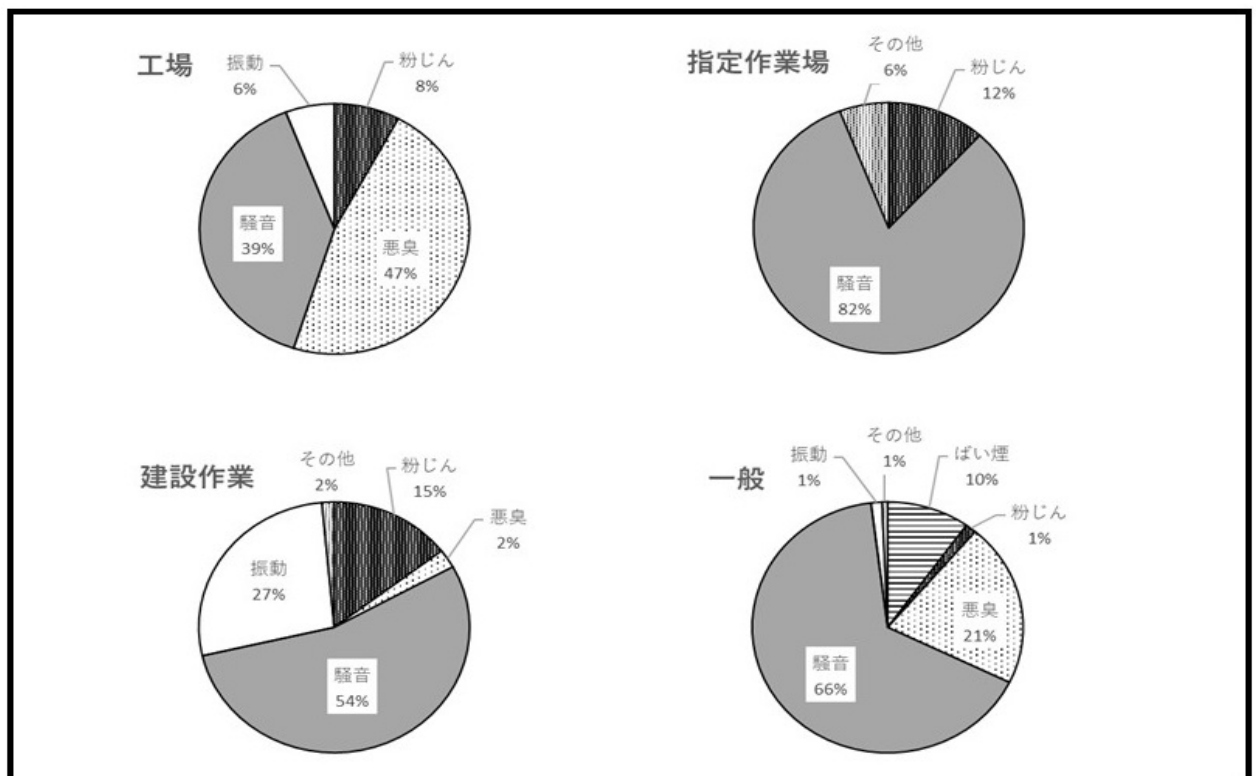
解体等工事現場の騒音・振動の抑制のため、削岩機など特に騒音・振動の大きな機械を使用する場合には、機械を使用する前に騒音・振動規制法に基づく届出を区に行う必要がある。区では、届出対象の機械の使用を最小限とし、使用前に周辺に周知を行うよう指導している。

事業実績：騒音規制法に基づく届出件数 448件

振動規制法に基づく届出件数 280件

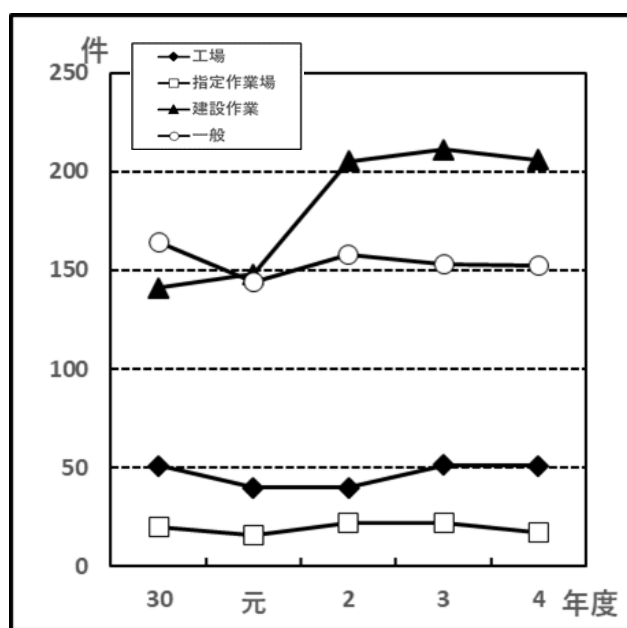
(7) 公害苦情の相談への対応

【現象別公害相談件数の割合(%)】 令和5年3月末現在



年度別発生源別相談件数の推移

年度		工場	指定作業場	建設作業	一般	合計
30	件数	51	20	141	164	376
	%	13.6	5.3	37.5	43.6	—
元	件数	40	16	148	144	348
	%	11.5	4.6	42.5	41.4	—
2	件数	40	22	205	158	425
	%	9.4	5.2	48.2	37.2	—
3	件数	51	22	211	153	437
	%	11.7	5.0	48.3	35	—
4	件数	51	17	206	152	426
	%	12.0	4.0	48.4	35.7	—



(8) 悪臭パネルテスト

【 根拠法令等 】

悪臭防止法

【 目的 】

工場その他の事業場における事業活動から発生する悪臭について、臭気指数（臭いの強さ）を算定し、指導方針の策定に活用する。

【 開始時期 】

昭和53年 三点比較式臭袋法による悪臭測定の実施

【 事業概要・実績 】

ア 区民悪臭パネル採用テストの実施

臭気指数算定の公平性を確保するため、悪臭パネル採用テストの合格者を区民悪臭パネル登録者名簿に登録する。

事業実績：参加者数 16人、登録者数 13人

イ 区民悪臭パネルテストの実施

工場その他の事業場における事業活動から発生する悪臭について、区民悪臭パネルテストにより臭気指数（臭いの強さ）を算定する。

事業実績：実施回数 2回、実施月 5月・10月

(9) 土壌汚染への対応

【 根拠法令等 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、足立区公共用地の取得、改変及び処分における土壌汚染への対応に関する基本指針

【 目的 】

すでに存在する土壌汚染や土壌汚染に起因する地下水汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止する。

【 開始時期 】

平成13年10月1日 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行

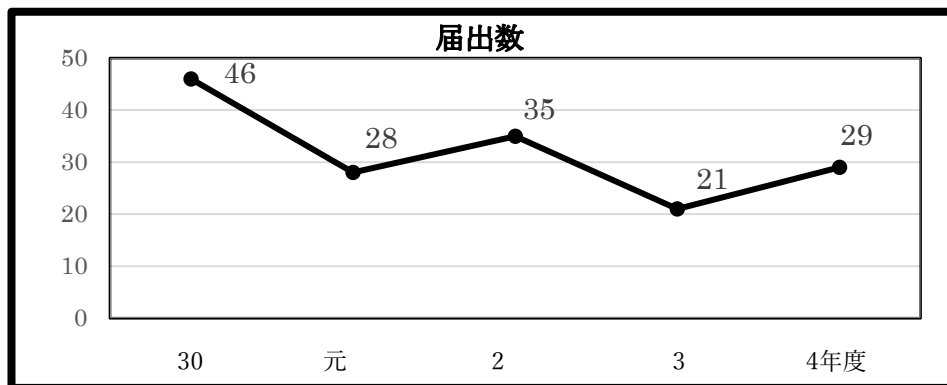
【 事業概要・実績 】

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による規制

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、特定有害物質の取り扱い履歴がある工場・指定作業場を廃止するとき又は主要な施設等を除却しようとするときに土壤汚染調査を義務づけている。汚染が見つかった場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき対策を求めている。

◆土壤汚染状況調査報告等届出件数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報告数	26	20	16	9	12
計画・完了・ 猶予数	20	8	19	12	17
合計	46	28	35	21	29



イ 土地取引等に伴う情報照会

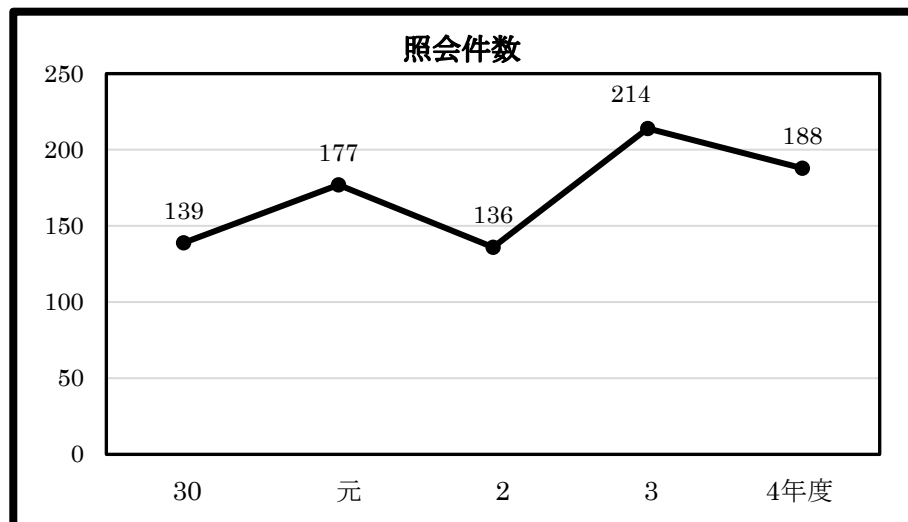
近年では、土地取引や開発などに際して取り引きの当事者や利害関係者が、土壤汚染リスク評価のために工場・指定作業場の有無、化学物質の使用履歴など土壤汚染のおそれの有無等について評価することが一般的となっている。不動産業者、不動産鑑定業者、金融機関、開発事業者等から照会及び相談がある。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
照会件数	1,849	1,765	1,687	1,861	1,955

ウ 区有地等に係る土壤汚染対応

公共用地の取得・改変・利用等に際して、関係部署からの相談や照会を受けて土壤汚染関係法令や区の基本指針に従った対応を行うことにより、土壤汚染対策に係る関係法令を遵守しつつ、区有地の有効な利用及び事業の円滑な推進を図っている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
照会件数	139	177	136	214	188



(10) 化学物質の排出抑制

【 根拠法令等 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

【 目的 】

化学物質の排出量抑制による環境負荷の低減を図る。

【 開始時期 】

平成13年10月1日 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行

【 事業概要・実績 】

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では、59種類の適正管理化学物質のいずれかを年間100kg以上取り扱う事業者に対して、年度ごとの使用量等報告書の提出及び化学物質管理方法書の作成（従業員数21人以上の場合は区に提出）を義務づけている。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用量等報告	141	133	128	128	126
管理方法書	2	4	5	16	7

環境調査の概要

水環境～河川の水質～

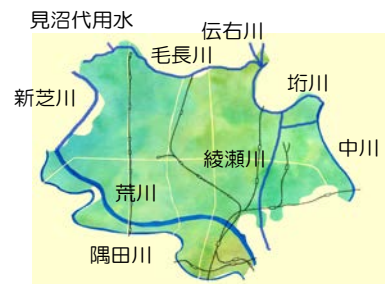
中川、綾瀬川、荒川、隅田川、毛長川、伝右川、新芝川、圀川の8河川および見沼代用水において定期的に水質調査を行い、河川の状況を監視しています。

流域全体における下水道整備や、排水規制の強化、河川浄化施設の設置、浄化用水の導入などのさまざまな対策により、川はきれいになりました。

中川、綾瀬川、荒川、隅田川は、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、令和4年度平均値では、川の汚れを示す代表的な指標である BOD の環境基準はすべての地点で満たされています。

※BOD…有機物を微生物が分解するために使う酸素の量。魚のすむことができる水質は、一般に 5mg/L 以下といわれています。

綾瀬川は、国土交通省直轄一級河川における BOD 改善幅（平成20、21年～平成10、11年の10年間）で、河川水質改善状況上位ランキング1位でした。
※ 7.0mg/L → 3.8mg/L **改善幅 3.2mg/L**
また、中川においても4位でした。



大気環境～自動車排出ガス～

大気汚染の主な原因となっている自動車排出ガスの影響を把握するため、区では年に2回、環状7号線、首都高速中央環状線のほか区内の主要道路で調査しています。調査は1回につき、1週間連続で行います。

令和4年度は、7地点で調査し、浮遊粒子状物質（SPM）、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、窒素酸化物（NO_x）、すべての項目において環境基準値の超過はありませんでした。

また、大気汚染防止法に基づいて、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局の2種類の測定局が、区内3か所（西新井、綾瀬、梅島）に設置されています。

※一般環境大気測定局 …環境大気汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局

※自動車排出ガス測定局…自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視する測定局

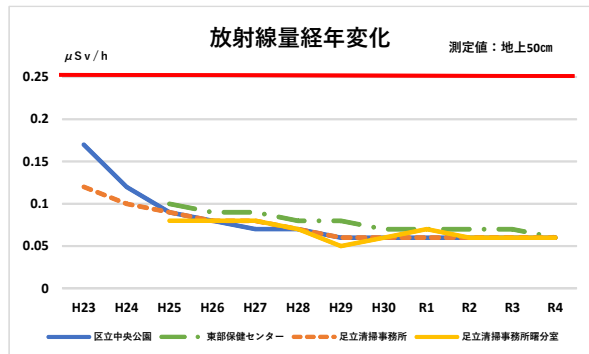
局名	設置場所	区分	測定項目						
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	微小粒子状物質	気象
日光街道梅島	中央本町1-17	自排局	○	○	○			○	○
西新井	西新井6-21-3	一般局	○	○	○	○	○	○	○
綾瀬	綾瀬6-23	一般局		○	○			○	○



■：東京都一般環境大気測定局
□：東京都自動車排出ガス測定局
★：足立区自動車排出ガス測定地点

～放射線～

区では、東日本大震災前から、空間の放射線量を測定しており、中央公園、国道4号線で月に1回測定していました。平成23年5月から、中央公園で毎日測定を行っており、平成25年4月からは毎日測定する場所を4箇所拡充しました。国際放射線防護委員会が勧告する放射線管理基準「年間1ミリシーベルト」を根拠に、区の指標値を地上50cmで0.25 μ Sv/h未満としています。



※平成25年度における東部保健センター（旧：東和保健総合センター）の測定値は、旧東部公園管理事務所にて測定した年平均値 ※平成26年度東部公園管理事務所の移転に伴い、代替地として東部保健センターにて測定開始。足立清掃事務所研分室の測定値は、改修工事のため、千住保健センターにて測定した値との平均値 ※平成27年度の東部保健センターの測定値は、移転前と移転後（旧東部公園管理事務所）の測定との平均値

～アスベスト～

アスベストによる大気汚染の状況を把握するため、毎年、南花畑の定点で一般環境中のアスベストの調査を行っています。

現在、アスベストの基準値はありませんが、WHO(世界保健機関)による大気中アスベスト濃度の目安は、1～10本/ℓとされており、区では、十分下回っています。

～ダイオキシン～

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鹿浜、竹の塚、東和の3地点において、年に2回、一般環境大気中のダイオキシンを測定しています。区では、環境基準を十分に下回っています。

自動車騒音常時監視

自動車騒音状況の常時監視は、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して、年間を通じて平均的な状況を継続的に把握することを目的としています。

原則として5年間で対象となる地域全体の評価を行うこととしています。ここで評価の対象となる範囲は、道路端から50mの範囲にある住居等としており、評価区間ごとに環境基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握しています。

年度	全対象戸数 (戸)	昼		夜	
		環境基準達成戸数	達成率 (%)	環境基準達成戸数	達成率 (%)
2018	3,726	3,447	92.5	3,186	85.5
2019	15,145	14,957	98.8	13,472	89.0
2020	11,988	11,602	96.8	11,175	93.2
2021	8,778	8,671	98.8	8,144	92.8
2022	13,201	12,759	96.7	12,064	91.4

定点調査

自動車騒音対策の基礎資料として活用するため、国道や都道の主要道路について、調査を行っています。近年、昼間は、すべての地点で要請限度以下となっています。



交通量調査

自動車騒音常時監視の対象外である交通量の多い区道9路線9地点の自動車騒音および交通量について、2か年で調査を行っています。近年では、要請限度を上回る地点はありません。



★：測定箇所

施策群 3-2 快適で美しいまちづくり

1 生活環境保全対策事業



【 根拠法令等 】

足立区生活環境の保全に関する条例

【 目的 】

区内における土地・建築物の適切な利用や管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を確保する。

【 開始時期 】

平成24年4月（平成24年度） 生活環境調整担当課を新設
平成25年1月（平成24年度） 生活環境の保全に関する条例施行

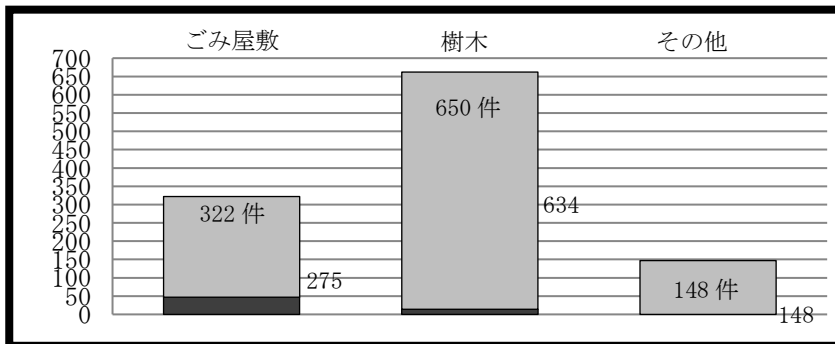
【 事業概要 】

近年、区内の土地・建築物において、廃棄物や樹木・雑草の管理の放棄などによる生活環境の悪化に対する相談が増えてきている。本来、土地や建築物は所有者や管理している者が適切に維持管理するものだが、区民の健康や周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすような問題に対し、良好な生活環境を保全し、区民の健康で安全な生活を守るために、条例を制定し対策を進めている。

【 事業実績 】

(1) ごみ屋敷対策件数(平成24年度から令和4年度末までの累計)

(単位：件)



(単位：件)

内容	【ごみ屋敷】 悪臭、害虫・ねずみ等の発生、 放火の危険等	【樹木】 繁茂した樹木が生 活環境に著しい障 害を及ぼす場合等	【その他】 【ごみ屋敷】 【樹 木】 いずれにも属 さない問題の案件	合計
苦情受付件数	322	650	148	1,120
■解決件数	275	634	148	1,057
■未解決件数	47	16	0	63
解決率	85.4%	97.5%	100%	94.4%

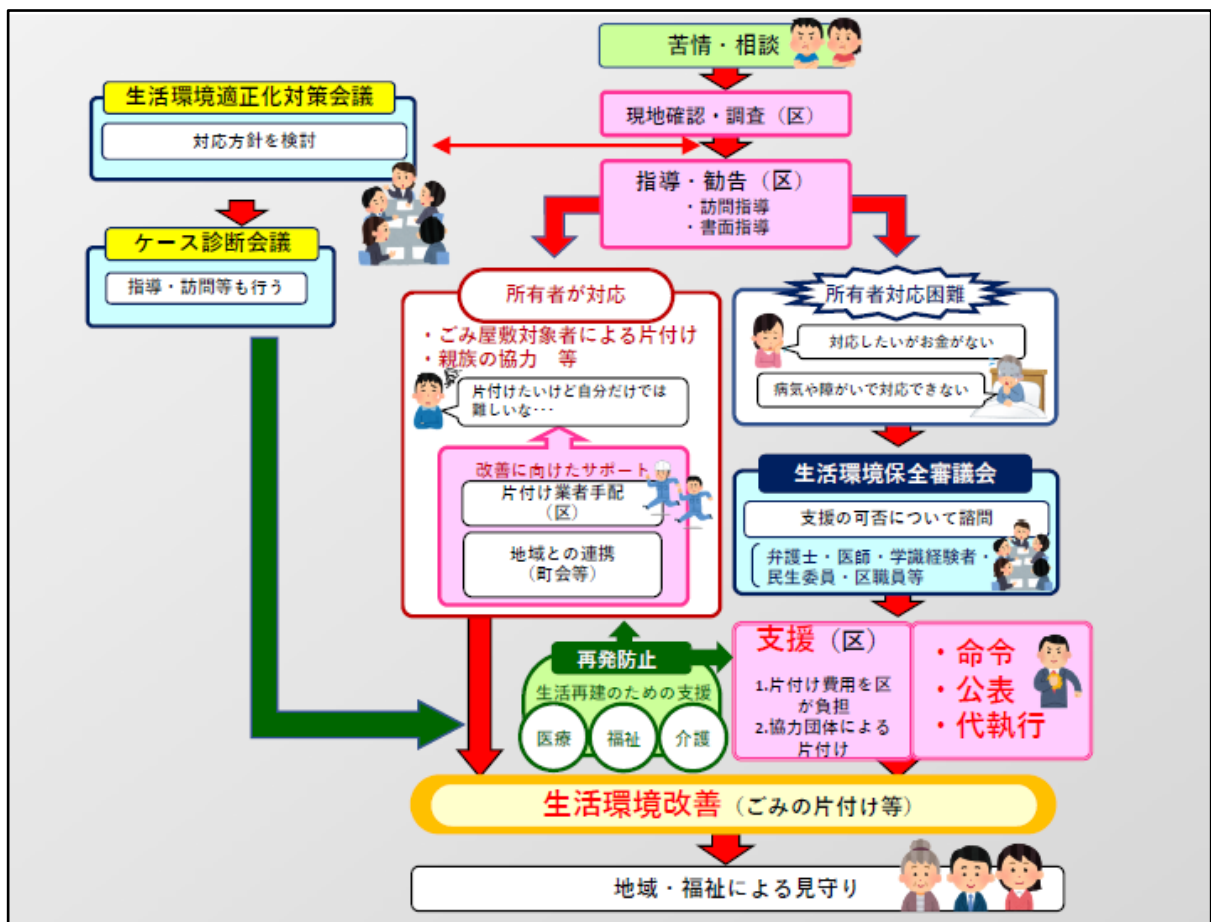
(2) 令和4年度空き地対策件数(繁茂した雑草に覆われた空き地の草刈り)

受付	111件	
解決	107件	※ 令和3年度以前より対応を継続していたものを含む

草刈委託事業 (草刈解決件数107件のうち)

委託利用	74件 (69.2%)	※ 委託利用料収納率100% (完納)
自主草刈	33件 (30.8%)	

◆事業の進め方(イメージ図)



※ 生活環境保全審議会委員構成 計13人 (以内)

弁護士、医師、学識経験者、足立区町会・自治会連合会役員、足立区民生・児童委員協議会役員、まちづくり推進委員会役員、社会福祉協議会職員、区職員 (6人)

(3) 支援策の概要

- ア 町会・自治会やNPOなどが片付けに協力していただける場合 (協力団体への謝礼金)
 - 【1人につき】 3,000円 (半日)、5,000円 (1日)
 - 【1団体につき】 50,000円を限度
- イ 区が支援 (直接実施) を行う場合
 - ・ 支援の種目: 雑草の除去、樹木の剪定・伐採・処分、廃棄物の処分等
 - ・ 支援の限度: 1世帯につき1回を限度、1種目50万円限度、合計100万円限度
 - ・ 支援等の実施状況 (条例制定後累計): 支援の実施4件、協力団体への謝礼9件

2 不法投棄



【 根拠法令等 】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の不法投棄防止及び処理に関する要綱

【 目的 】

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、不法投棄防止対策を行って不法投棄処理個数を減らす。

【 開始時期 】

- 平成26年4月 不法投棄総合窓口開設
- 平成27年5月 「不法投棄110番」(不法投棄相談専用ダイヤル) 開設
- 平成28年4月 「不法投棄110番」がごみ減量推進課から生活環境保全課に移管
- 平成29年7月 「不法投棄110番」WEB版を開設
- 平成30年4月 民有地の不法投棄対策支援事業、不法投棄通報協力員制度を開始

【 事業概要 】

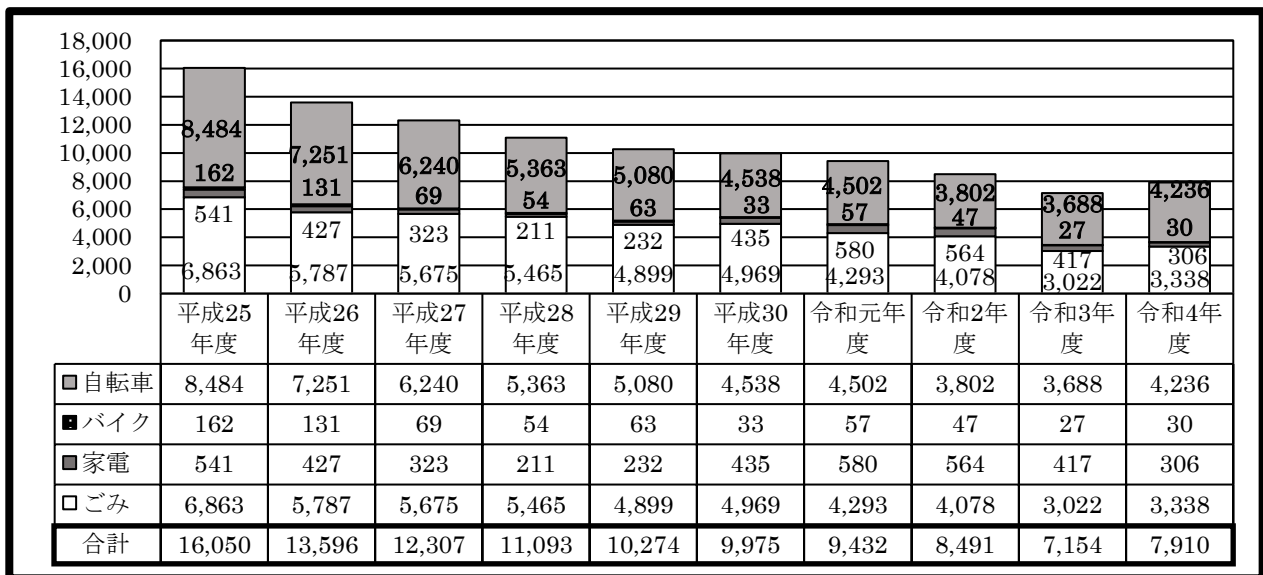
ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により、犯罪のないきれいなまちの実現を目指すため、平成30年度から民有地(事業用地を除く)の不法投棄対策支援や、不法投棄通報協力員との協働による、不法投棄物の早期発見・早期撤去等、不法投棄対策の強化に取り組んでいる。

◆不法投棄処理個数(令和4年度 管理地別内訳) (単位:個)

内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	前年度	増減
自転車	4,168	28	15	25	4,236	3,688	548
バイク	30	0	0	0	30	27	3
家電	39	29	235	3	306	417	-111
ごみ	1,027	859	1,406	46	3,338	3,022	316
合計	5,264	916	1,656	74	7,910	7,154	756

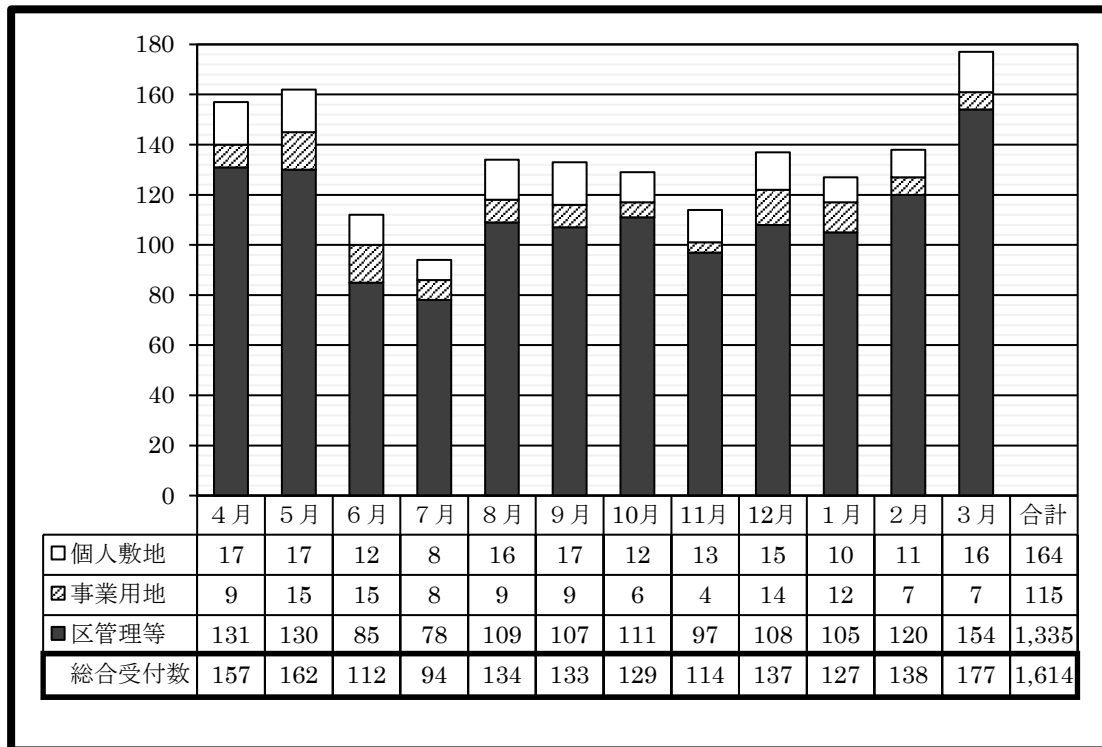
※ 前年度同時期比 10.6%増

◆不法投棄処理個数(平成25～令和4年度 種類別一覧) (単位:個)



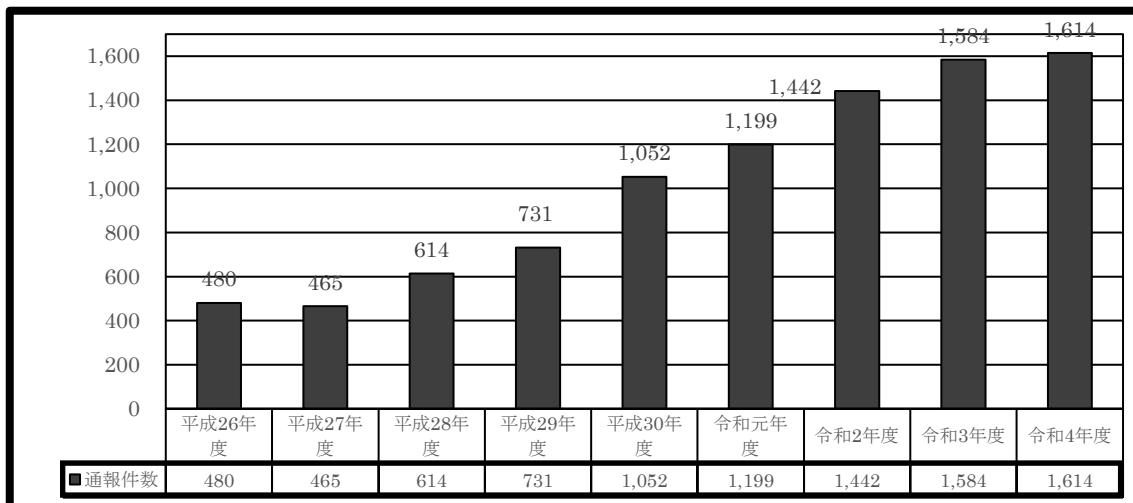
※ ピーク時である平成24年度(20,000個)比 60.4%減

◆不法投棄総合窓口受付件数 1,614件(月平均134件) (単位:件)



※ 前年度末比 1.9%増

◆不法投棄総合窓口受付年度別件数(平成26～令和4年度) (単位:件)

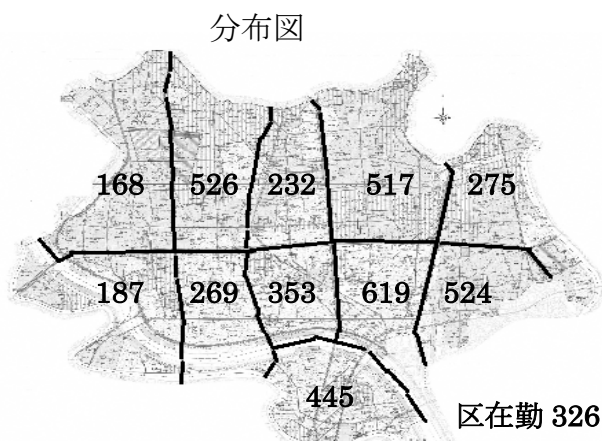


◆不用自転車無料引取台数（平成26～令和4年度）（単位：台）

年度	竹の塚	中央本町	北綾瀬	扇	関屋	北千住南	千住大橋	五反野北	大師前	西新井	竹の塚西	竹の塚東	六町	台数合計
26	937	1,147	1,336	734	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,154
27	1,025	989	1,178	694	662	—	—	—	—	—	—	—	—	4,548
28	1,045	1,055	1,210	695	736	—	—	—	—	—	—	—	—	4,741
29	1,064	1,027	1,285	662	364	397	311	336	—	—	—	—	—	5,446
30	939	831	1,140	669	263	408	296	342	—	—	—	—	—	4,888
R1	1,096	867	1,465	692	368	430	318	306	222	167	91	155	—	6,177
R2	1,091	1,094	1,794	789	387	495	470	347	511	445	214	349	—	7,986
R3	998	936	1,720	734	305	550	473	372	560	461	230	303	469	8,111
R4	892	769	1,468	618	255	493	440	326	514	440	210	333	429	7,187

◆通報協力員の登録数（令和4年度末）

年度	協力員数
H30～R3年度まで	4,171人
R4年度新規登録者	270人
計	4,441人



◆協力員の通報件数(平成30年度からの累計)

1～10回	753人	1,614件
11～30回	27人	443件
31～50回	8人	314件
50回以上	4人	539件
計	792人	2,910件

※ ゴールド会員(通報30回以上) 12人

◆民有地の不法投棄物撤去件数

足立清掃事務所	6件
業者委託	15件
職員撤去	42件
計	63件

※令和4年度

◆重点対策

(1) 不法投棄防止強化月間

5月30日から6月30日及び10月1日から12月31日の期間中に庁有車(収集車含む)へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。

物品名など	実施数
マグネットシート	160枚
横断幕	2回
パトロール	16回



(2) 不法投棄防止物品無償貸与事業

物品名	貸与数
不法投棄防止看板	488枚
ポイ捨て禁止看板	313枚
防犯カメラ型センサーライト	143個
合計	944個



3 落書き対策



【根拠法令等】

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例、足立区民有地の落書き対策支援要綱

【目的】

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、区内の落書き一掃をめざす。

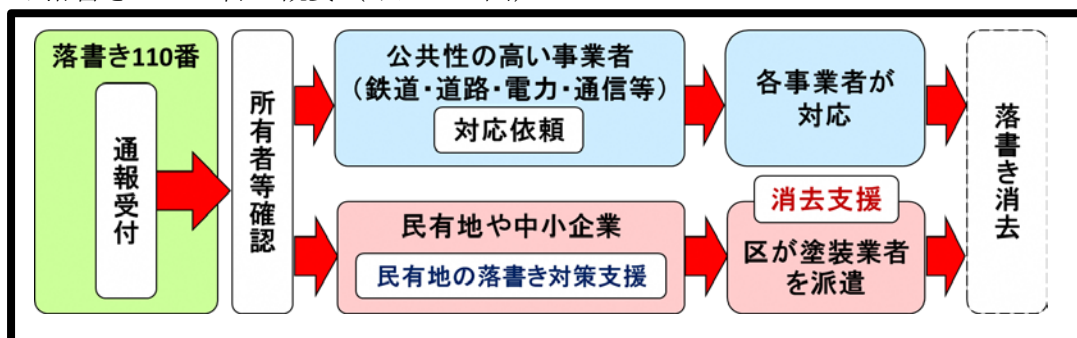
【開始時期】

平成31年1月 「落書き110番」(落書き相談専用ダイヤル)開設
平成31年4月 「民有地の落書き対策支援事業」開始

【事業概要】

ビューティフル・ウィンドウズ運動の推進により落書きのないきれいなまちの実現を目指すため、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、令和元年度から民有地(鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く)の落書き対策支援を実施している。

◆落書き110番の概要(イメージ図)



◆民有地の落書き対策支援(平成31年4月～)の概要

(1) 支援対象

区内にある落書きの被害を受けた工作物の所有者等。(ただし、鉄道、バス、高速道路、電力、都市ガス、通信、その他の公共性の高い事業を営む者を除く。)

(2) 支援内容

ア 民有地の落書き消去委託

落書きの被害を受けた工作物の所有者等の同意に基づき、区が塗装業者を派遣して落書きを消去する。

イ 落書き消去用具の貸与

落書きの被害を受けた工作物の所有者等で、自ら落書き消去を希望する者に対して、ペンキ、刷毛、落書き消去剤を無償で貸与する。

ウ 落書き防止グッズの貸与・配布

落書き被害の防止、再発防止を目的に、防止看板、防止シール、カメラ型センサーライトを無償で貸与、配布する。

【 事業実績 】

◆落書き110番通報受付件数および対応状況（令和5年3月末日現在）（単位：件）

年度	総 数			公共施設・用地等			民有地		
	受付	対応 終了	対応 継続	受付	対応 終了	対応 継続	受付	対応 終了	対応 継続
平成30年度	105	46	59	73	44	29	32	2	30
令和元年度	95	138	16	55	77	7	40	61	9
令和2年度	66	77	5	49	52	4	17	25	1
令和3年度	264	261	8	174	175	3	90	86	5
令和4年度	211	182	37	137	124	16	74	58	21

※ 受付件数について、公共施設・用地等および民有地共に、千住地区（特に国道4号線沿い）が大半を占めている。

(注1) 対応終了には前年度以前に受付け、対応継続して終了した数字を含む。

(注2) 公共施設・用地等には国、都、区のほか道路、鉄道、電気事業者を含める。

柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)

施策群 4-1 自然や生物多様性に対する理解の促進

1 友好都市と連携した体験・環境学習



【 目的 】

友好都市（栃木県鹿沼市、長野県山ノ内町、新潟県魚沼市）と連携し、自然観察や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環境への意識を高め、友好都市との交流を深める。

【 開始時期 】

平成27年度

【 事業概要 】

日帰りや1泊2日の環境学習ツアーを実施

【 事業実績 】

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

【 過去の実績 】

年度	実施回数	参加者数	実施場所
平成29年度	8	307	鹿沼市、山ノ内町、魚沼市、下妻市 ^{※1}
平成30年度	7	295	鹿沼市、山ノ内町、魚沼市
令和元年度	5	193	鹿沼市、山ノ内町
令和2年度			中止
令和3年度			中止
令和4年度			中止

※ 実施回数・参加者数は延べ数

※1 平成29年1月13日に茨城県下妻市と災害時における相互応援協定の締結がされたことを受け、平成29年度は茨城県下妻市へのツアーを加えて実施した。

2 自然観察・自然体験



【目的】

区内の身近な自然を知り、多様な生きものが暮らせる自然環境を守り、育むことの大切さを学ぶきっかけづくりをするとともに、その後の環境学習への足がかりとする。

【事業概要】

都立公園や荒川河川敷など区内の身近な自然を活用し、主に子どもを対象とした自然観察会及び自然体験を実施

【事業実績】

(1) 参加型事業

実施日	実施内容	実施場所	参加者数
9月	【あだち自然体験デー】 パークイノベーション推進課との共催事業 荒川河川敷で行う自然体験イベント	新田わくわく 水辺広場	中止 ※1
9月17日(土) 9月18日(日) 9月19日(月)	【あだちの水辺調査隊】 身近な水辺に棲む生きものを調査し、自然や生態について学ぶ自然体験イベント	六木水の森公園 見沼代親水公園 五反野親水緑道	40 ※2
10月15日(土) 10月16日(日)	【あらかわボートクルーズ】 クルーズ船の上から野鳥や水生生物を観察し、荒川の自然や歴史を学ぶイベント	荒川	176
12月4日(日)	【野鳥観察会】 身近な公園で、冬の野鳥の生態や都市緑地、水辺の役割について学ぶ観察会	都立舎人公園	35

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

※2 9月18日(日)午後以降の開催は、台風接近のため中止

(2) 情報公開型事業

内容	概要
【生物調査体験の結果報告】	区内における自然観察と生物調査体験の結果をWebで公開
【動画による河川観察体験】	ボートから河川の状況を撮影し、Webで公開

3 野鳥モニターによる区内の野鳥生息調査



【 根拠法令等 】

足立区野鳥モニター設置要綱

【 目的 】

区内の野鳥生息状況を継続的に調査し、区の自然保護・環境保全施策の基礎資料とする。

【 開始時期 】

平成4年度

【 事業概要・事業実績 】

令和4年度は、40名がモニターとして登録し、40地区を調査した。

(調査内容)

- ① 項目：種名、個体数、場所、営巣および給餌などの特別な行動
- ② 調査日：毎奇数月の任意の一日（年6回）
- ③ 調査時間：午前6時から午前10時までのうち2時間程度
- ④ 調査区域：40地区

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
確認種数	76種	73種	68種	70種	71種(※ ₁)

※ インコなど飼育下にあったと推定されるものや、種まで特定できなかったものを除く
※₁ 暫定数値（数値確定は9月頃）

4 河川魚類等調査



【 根拠法令等 】

足立区環境基本条例

【 目的 】

足立区内の河川に生息する魚類等の生物を把握する。

【 開始時期 】

昭和55年度（直営）、平成19年度（委託）

【 事業概要・事業実績 】

令和4年度は、区内を流れる7河川（荒川、綾瀬川、圀川、毛長川、隅田川、花畑川、中川）9地点で調査を行い、合計7目11科31種の魚類の生息を確認した。

確認された31種のうち、外来種は11種、重要種は次頁の表のとおりである。

◆確認された重要種

種名	選定基準		確認河川
	環境省 レッドリスト	東京都 レッドデータブック	
ニホンウナギ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類	荒川、毛長川
ゲンゴロウブナ	絶滅危惧ⅠB類		花畑川
ギンブナ		情報不足	毛長川、花畑川
ハス	絶滅危惧Ⅱ類		荒川
オイカワ		情報不足	綾瀬川
ツチフキ	絶滅危惧ⅠB類		毛長川、圀川
ニゴイ		準絶滅危惧種	荒川、中川
アシシロハゼ		準絶滅危惧種	荒川、綾瀬川
アベハゼ		準絶滅危惧種	隅田川
ヌマチチブ		準絶滅危惧種	荒川、綾瀬川、毛長川、隅田川、花畑川、中川
トウヨシノボリ類		情報不足	圀川
ウキゴリ		準絶滅危惧種	毛長川

※情報不足：環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていないもの。

5 アプリを活用した区内の生きもの調査



【目的】

区内の身近な自然や生きものにふれあう機会を提供し、生物多様性の理解や環境保全の促進につなげる。また、区内の生態環境等をまとめ、自然環境の大切さを学ぶ。

【開始時期】

令和3年度

【事業概要】

生きもの名前をAIで判定するアプリ「Biome（バイオーム）」を使用し、区内で見つけた生きものを撮影・投稿する。投稿データをもとに、区オリジナルの冊子を作成する。

【事業実績】

(1) 春編

春編期間：令和4年4月1日（金）～5月9日（月） 39日間

場 所：足立区内全域

投稿者数： 584人

投稿件数：4,190件

投稿種数：1,013種

◆春編の分類群別の投稿情報

分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）
植物	2,855	魚類	85	は虫類	47
昆虫・クモ	768	甲殻類	77	両生類	39
鳥類	211	ほ乳類	58	軟体動物	33
その他動物	17				

※ その他動物：ミミズなどの上記の分類群に含まれない動物

※ 種名が確定していない「しつもん投稿」は除く

◆春編で顕著な（100件以上）投稿がみられた中心施設・周辺地域の投稿数・発見種数

名称	投稿数（件）	発見種数（種）
元湊公園	279	146
舎人公園	255	138
東綾瀬公園	192	95
都市農業公園	170	95
荒川河川敷（虹の広場周辺）	135	75
新田わくわく水辺広場	129	77

◆春編で投稿が確認された絶滅危惧種（東京都レッドリスト2020年版）

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧ⅠA類	鳥類	ヒクイナ	1
	鳥類	モズ	1

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧ⅠA類	種子植物	クサフジ	1
	種子植物	ヤマブキソウ	1
絶滅危惧ⅠB類	両生類	ニホンアマガエル	3
	鳥類	バン	1
	鳥類	ホオジロ	1
	種子植物	ニリンソウ	1
	昆虫・クモ	オオアメンボ	1
	その他植物	イヌスギナ	1
絶滅危惧Ⅰ類	は虫類	ニホンカナヘビ	11
絶滅危惧Ⅱ類	両生類	アズマヒキガエル	7
	は虫類	ニホンヤモリ	5
	鳥類	ヒバリ	2
	鳥類	コサギ	1
	鳥類	イソシギ	1
	昆虫・クモ	アオイトトンボ	1
絶滅危惧Ⅱ類	昆虫・クモ	コガネグモ	1
	昆虫・クモ	シオヤトンボ	1
	昆虫・クモ	ハグロトンボ	1
	種子植物	アマドコロ	1
準絶滅危惧	鳥類	オナガ	2
	鳥類	オオジュリン	1
	ほ乳類	ニホンイタチ	1

(2) 夏編

夏編期間：令和4年7月21日（木）～8月31日（水） 42日間

場 所：足立区内全域

投稿者数： 906人

投稿件数：9,487件

投稿種数：1,731種

◆夏編の分類群別の投稿情報

分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）	分類群	投稿数（件）
植物	2,979	魚類	246	は虫類	233
昆虫・クモ	4,888	甲殻類	232	両生類	70
鳥類	388	ほ乳類	175	軟体動物	61
その他動物	51				

※ その他動物：ミミズなどの上記の分類群に含まれない動物

※ 種名が確定していない「しつもん投稿」は除く

◆夏編で顕著な（100件以上）投稿がみられた中心施設・周辺地域の投稿数・発見種数

名称	投稿数（件）	発見種数（種）
元漕江公園	842	286
舎人公園	564	367
東綾瀬公園	336	243
荒川河川敷（虹の広場周辺）	240	196
都市農業公園	226	156
荒川河川敷（虹の広場周辺）	135	75
新田わくわく水辺広場	165	95
桑袋ビオトープ公園	160	104
西新井さかえ公園	131	80
しょうぶ沼公園	113	69

◆夏編で投稿が確認された絶滅危惧種（東京都レッドリスト2020年版）

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧ⅠA類	種子植物	フジバカマ	5
	は虫類	シマヘビ	3
	昆虫・クモ	オオチャバネセセリ	3
	鳥類	コチドリ	2
	昆虫・クモ	コムラサキ	2
	鳥類	セッカ	1
	鳥類	オオバン	1
	鳥類	オオヨシキリ	1
絶滅危惧ⅠA類	鳥類	カッコウ	1
	昆虫・クモ	コジャノメ	1
絶滅危惧ⅠB類	鳥類	コアジサシ	2
	両生類	ニホンアマガエル	2
	魚類	ニホンウナギ	2
	鳥類	オオタカ	1
	鳥類	チョウゲンボウ	1
	鳥類	ツミ	1
	昆虫・クモ	オオアメンボ	1
	両生類	ニホンアカガエル	1
	種子植物	ハンゲショウ	1
絶滅危惧Ⅰ類	は虫類	ニホンカナヘビ	31
	は虫類	ニホンスッポン	2
絶滅危惧Ⅱ類	は虫類	ニホンヤモリ	36

区分	分類群	和名	投稿数（件）
絶滅危惧Ⅱ類	両生類	アズマヒキガエル	9
	昆虫・クモ	コガネグモ	7
	昆虫・クモ	ハグロトンボ	4
	鳥類	イソシギ	3
	鳥類	カワセミ	3
	鳥類	キアシシギ	2
	鳥類	コサギ	2
	鳥類	セグロセキレイ	2
	昆虫・クモ	ヤマトタマムシ	2
	昆虫・クモ	アオイトトンボ	2
	種子植物	キツネノカミソリ	2
	昆虫・クモ	ウバタマムシ	1
	昆虫・クモ	キシノウエトタテグモ	1
絶滅危惧Ⅱ類	昆虫・クモ	コアシダカグモ	1
	昆虫・クモ	シオヤトンボ	1
	昆虫・クモ	ヒメウラナミジャノメ	1
	昆虫・クモ	ミヤマチャバネセセリ	1
	種子植物	カンガレイ	1
	は虫類	ヒバカリ	1
準絶滅危惧	昆虫・クモ	チョウトンボ	10
	は虫類	アオダイショウ	7
	鳥類	オナガ	6
準絶滅危惧	鳥類	カイツブリ	4
	昆虫・クモ	オオミノガ	4
	鳥類	トビ	3
	魚類	ヌマチチブ	2
	昆虫・クモ	キボシトックリバチ	1
	昆虫・クモ	リスアカネ	1
	魚類	ニゴイ	1
	種子植物	シロバナサクラタデ	1

柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)

施策群 5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成

1 「地球環境フェア」の開催



【目的】

地球環境保全及び地球温暖化対策の普及啓発を図るため、楽しく参加できるイベントを通し、環境意識の向上と環境活動の輪を広げる。

【開始時期】

平成21年6月

【事業概要】

6月に開催していた「あだち区民環境フェア」と10月に開催していた「あだち3Rフェア」を統合し、平成21年度から「地球環境フェア」に名称を改め開催。

様々なアトラクションや出展ブースで楽しみながら環境について考えていただくことを目的に、区内外の多くの事業者・団体の協力の下に行っている。

なお、平成26年度までは足立区温暖化防止区民会議実行委員会と共催していた。

※ 令和3年度は「SDGsフェア&映画会」として開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。

※ 令和4年度はアリオ西新井でのイベント実施を計画したが、諸事情で令和5年5月の開催に変更となったため、「あだちSDGs映画祭」のみ開催した。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(※1)	令和3年度	令和4年度(※2)
参加団体	55	37	—	—	—
来場者数	15,000	7,700	1,300	中止	170

※1 おもしろ!SDGsフェアの実績

※2 あだちSDGs映画祭の実績

2 足立区リサイクルセンター「あだち再生館」



【 根拠法令等 】

足立区リサイクルセンター条例

【 目的 】

区民のリサイクル意識の向上並びにごみの減量及びリサイクル活動を促進する。

【 開始時期 】

平成9年9月開設

【 事業概要 】

毎月10～15回程度の館内リサイクル体験講座、保育園・幼稚園向けの出前講座を軸に運営している。施設利用料は無料（各種講座費用は別途徴収）。夏季には緑のカーテン設置、2階テラスの緑化等を行っており、利用者団体登録をした団体向けに作業室・学習室の貸出も行っている（登録要件あり）。

平成24年度から令和元年度まで指定管理者制度により運営

令和2年度からは管理運営委託により運営

【 事業実績 】

年度	利用者数	環境講座		幼児向け出張講座
		館内	館外	
令和元年度	43,859人	125回	15回	49回
令和2年度	3,568人	57回	2回	21回
令和3年度	3,956人	25回	37回	28回
令和4年度	6,049人	36回	34回	40回

3 あだち環境ゼミナール



【 根拠法令等 】

区民環境学習組織「あだち環境ゼミナール」設置要綱

【 目的 】

区内在住・在勤・在学の高校生以上を対象に、環境に関する関心と知識を深める。

【 開始時期 】

平成26年9月

【 事業概要 】

区内在住・在勤・在学の高校生以上を対象に月に一度、講師を招いて環境に関する様々なテーマについて学ぶ。令和4年度は、5月から2月までの毎月第4土曜日（第6回のみ第5土曜日）に全10回の講座を行った。

出席数と修了レポートの条件を満たした受講生を「あだち環境マイスター」に認定する。

【 事業実績 】

回数	講義内容	講師
第1回	環境問題の解決・持続可能な発展をどのような視点で捉え、考えるか	武蔵野大学 工学部 白井 信雄 氏
第2回	SDGs：どうやってできた？ 何が大事？	地球環境戦略研究機関 上席研究員 藤野 純一 氏
第3回	エネルギーの過去と現在・・・ そして未来の使い方はどうなるか？	芝浦工業大学 システム理工学部 教授 磐田 朋子 氏
第4回	家庭から地球をめぐる化学物質	東京農工大学 農学研究院 助教 水川 薫子 氏
第5回	地球環境からみる水 ー川を含む淡水環境を考えるー	東京工科大学 応用生物学部 教授 浦瀬 太郎 氏
第6回	地域循環共生圏と都市農村交流	同志社大学 政策学部 教授 大和田 順子 氏
第7回	生物多様性	東京農工大学 農学研究院 教授 赤坂 宗光 氏
第8回	温暖化のしくみと気候変動	東京管区気象台 地球環境・海洋課 地球温暖化情報官 大森 正雄 氏
	2050年のゼロカーボン社会をどのように実現するか	武蔵野大学 工学部 教授 白井 信雄 氏
第9回	足立清掃工場見学	足立清掃工場 職員
	循環型社会構築に向けて ～食品ロス为例に～	大正大学 地域創生学部 教授 岡山 朋子 氏
第10回	足立区内SDGs ツアープログラムを作成しよう	武蔵野大学 工学部 教授 白井 信雄 氏
マイスター 一認定式	2022年度あだち環境ゼミナール総括 (「持続可能な地域づくり」とは?)	武蔵野大学 工学部 教授 白井 信雄 氏

※ 講師の所属等は講義当時のもの

【 過去の実績 】

年度	受講申込者数	一度でも 受講した者	あだち環境 マイスター 認定者	あだち環境 マイスター の会登録者
平成 29 年度	17	14	11	10
平成 30 年度	19	18	14	14
令和元年度	16	16	12	12
令和 2 年度	24	24	21	20
令和 3 年度	23	22	18	15
令和 4 年度	22	19	9	9



4 あだち環境学習教材

【 目的 】

学校のICT教育に対応し、幅広い環境問題を世界共通の目標SDGsに関連付けながら体系的に整理することで、児童が主体的・対話的で、深い学びにつながることを目指す。

【 開始時期 】

令和3年度

【 事業概要 】

(1) SDGsドリル（小学1年生～3年生向け）

株式会社文響社のキャラクター「うんこ先生」とコラボし、楽しく環境を学べる冊子を作成し、学校を通じて新1年生となる児童へ配付した。

(2) ワークブック（小学4年生～6年生向け）

環境問題をテーマごとに学べる「あだち環境学習ワークブック」を作成。記入欄を多数設け、自分ができるとは何かを主体的に考えられるよう構成している。学校を通じて新4年生となる児童へ配付した。

(3) デジタル教材「あだち環境学習サイト」（全学年向け）

児童がいつでも環境について学べるよう、足立区が独自に作成した「あだち環境学習サイト」を一般公開している。動画や図版、鳥の鳴き声などを収録し、視覚的に学べる内容になっている。

また、SDGsドリルやワークブックに、当サイトのQRコードを記載し、児童が学習の機会にいつでもリンクできるようにしている。

(4) 指導の手引き（教職員向け）

「あだち環境学習教材」について、学校の教科書の内容との関連や学習の流れを記載した「指導の手引き」を作成し、学校での活用を促している。

【 経緯等 】

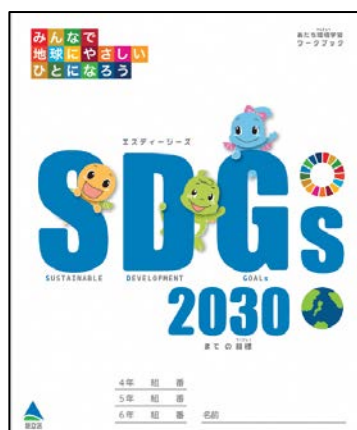
小学5年生向け「夏休み子どもエコプロジェクト」及び、小学6年生向け「キッズISOプログラム」を令和元年度まで実施。小学4年生向け「環境スタートブック」を令和2年度まで実施。これらの事業を統合するとともに、小学生低学年から継続的に環境について学べるよう「あだち環境学習教材」を令和3年度に新たに作成した。

【対象者】

区立小学校1年生～6年生
(ワークブック)

(あだち環境学習サイト)

(SDGsドリル)



5 「地球にやさしいひとのまち」ポスターコンクール



【目的】

小・中学生をはじめ多くの方々に環境に関するポスターを募集することで、さまざまな環境問題に対する知識や理解を深めてもらい、自分にできることを考えるきっかけをつくる。

【開始時期】

平成20年度

【事業概要】

小学生部門・中学生部門・一般部門に分けて募集し、それぞれ最優秀賞、金賞、銀賞、銅賞を決定する。入賞者には賞状と賞品を贈呈する。また、本庁舎アトリウムなどで入賞作品の展示を行う。

【経緯等】

令和元年度までは地域調整課美化推進係との共催により「温暖化対策部門」「美化部門」の2部門で実施していたが、令和2年度より単独事業となった。また、令和2年度から小・中学生部門に加え、高校生以上の一般部門の募集を開始した。

【事業実績】

応募総数	小学生部門：	208点	(学校からの応募	29校)
	中学生部門：	709点	(学校からの応募	19校)
	一般部門	：	90点	(青井高等学校、足立高等学校と高校生以外)
	合計	：	1,007点	

6 小・中学校環境学習出前講座



【 目的 】

区内の小・中学生を対象に、地球温暖化や生物多様性などの学習機会を提供することにより「足立区環境基本計画」に掲げる「地球にやさしいひとのまち」の実現を目指す。

【 開始時期 】

令和元年度

【 事業概要 】

「小学校緑のカーテン」事業の廃止に伴い、令和元年度から実施した事業

小・中学校を対象として環境問題をテーマにした講座を出前方式で実施し、児童・生徒に環境保全などに興味を持ってもらうだけでなく、実際に行動へ移すきっかけとしてももらう。

【 事業実績 】

申込校数（延べ数）：小学校 72校、中学校 7校 合計 79校

講座テーマ	小学校 実施数	中学校 実施数	合計
気象予報士と一緒に、地球の未来を考えよう！	10	1	11
海ごみってな～に？落語でオモシロ楽しく学ぼう！	13	1	14
ほんとうにこわ～い！気候変動	10	0	10
カードゲームを通して学ぼう！私たちの生活とSDGs	8	0	8
あかりのエコ教室～自分でできるあかりの省エネ～	3	0	3
エコと太陽光発電教室	1	0	1
生物多様性って何だろう？水辺の生きものから考えてみよう！	3	0	3
水処理膜と地球環境問題とのかかわり	0	2	2
みんなで地球温暖化を防ごう！「緑のカーテン」の力	6	0	6
プログラミングで海のSDGs！	4	0	4
大学生と一緒にエンカルについて考えよう！	1	0	1
おもちゃで学ぶSDGs	12	0	12
全国の水族館とつながる海なぞオンライン教室	1	1	2
職場体験前にSDGsが仕事とどのようにつながっているか知って考えよう	0	2	2
講座実施数計	72	7	79

※ 実施数は延べ数

※ この他、令和4年度は鋸南自然教室プログラムを小学校13校で実施した。

7 その他の環境学習事業



【 あだち環境かるた 】

平成20年度に、区立小学校の児童から読み札を募集し「あだち環境かるた」を作成。平成30年度には2度目のリニューアルを行い、「あだち環境かるた3」を作成した。毎年1月に、そのかるたを活用した「あだち環境かるた大会」を実施している。

対象者：区立小学校全児童

事業実績：参加校数 60校
参加者数 165人
実施日 1月22日（日）
実施場所 足立区立島根小学校

【 足立清掃事務所による環境学習（出前講座） 】

清掃事務所職員が小学校に出向き、ごみ処理の流れや分別方法を説明する。また、模擬ごみを使った分別体験や中身の見えるごみ収集車への積み込み体験をする。見て学び、触れて考え、体で感じ、生活に身近な環境を守るために、今できることを考える。

対象者：区立小学4～6年生 等

事業実績：実施校数 2校（令和4年度はコロナ禍のため実施数は少なかった）

※ 地縁団体など大人向けの講座も実施（令和4年度は1団体実施）

【 SNSエコフォトチャレンジ 】

省エネやCO₂削減につながるエコな取り組みを写真で募集するとともに、区内施設での展示やSNS発信によって、応募された取り組みをより多くの区民に周知した。

対象者：区民

事業実績：応募数 90点



お風呂の蓋でみんなあたたか



ロウソク暖房



公共交通機関の利用

施策群 5-2 環境保全活動の拡大

1 環境基金助成事業・環境基金審査会



【 根拠法令等 】

足立区環境基金助成要綱

【 目的 】

区民、非営利団体、事業者等が行う高環境の実現を目指す先導的な研究や活動について、環境基金審査会の審査を経て、助成金を交付して支援する。

【 開始時期 】

平成16年11月

【 事業概要 】

環境基金を活用し、環境基金審査会の審査を経て助成金を交付する。

1件につき単年度あたりの限度額を1,000万円とし、原則活動経費の1/2を助成。ただし、助成対象が大学の場合及び区があらかじめ設定した課題対応型の活動、並びに助成対象経費の総額が100万円以下の活動については、全額助成することもできる。

【 環境基金審査会 】

区民、区議会議員、学識経験者各3人の委員で構成。年間2回開催

【 事業実績 】

年度	活動内容	助成金額
令和2	大谷田西部自治会レジ袋削減（つかわない）キャンペーン	200,000円
	環境への標語入り商店街オリジナルエコバッグの作成	200,000円
	VR技術による都市部での冠水状況体験システムの研究開発	4,078,000円
	足立区の環境を題材とする科学教室のデザインと実施 その2	473,000円
	バイオマス「竹」利用による循環型社会構築の実用化研究	3,151,000円
	カヌーを使った川の清掃活動を拡大するための体制づくり	200,000円
3	荒川流域における救荒植物分布調査	106,000円
	学童保育に通う小学生による地球温暖化を防ぐための活動	161,000円
4	ペットボトルキャップを由来としたトイレタリー容器原料の製造	10,000,000円
	プラスチックフリー農産物販売の実践と環境意識の醸成	175,000円
	区内企業で廃棄される残紙でつくるノートを作成、イベント時に配布	118,000円
	小学生の環境意識向上と地域団体と連携した活動への展開	132,000円
	商店街全体の環境意識向上と地域と連携した活動への展開（23団体）	4,577,000円 (各199,000円)
	VR技術による都市部での冠水状況体験システムの実証実験	466,000円
	バイオマス「竹」の「食」への利用による循環型社会構築の実証	4,989,000円
	再生プラスチック活用したアップサイクルコミュニティの実現	846,000円
	環境に優しいエコグッズを配布してCO2削減を推進する活動	115,000円

2 グリーン購入の啓発



【 根拠法令等 】

国等による環境物品等の調達等に関する法律（グリーン購入法）、グリーン購入推進に関する基本方針

※ グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、まずその必要性をよく考え、必要な場合には環境への負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から選んで購入すること。

【 目的 】

グリーン購入に率先して取り組むことにより、環境負荷を低減した商品の技術開発や市場の拡大に寄与し、環境配慮製品を普及させる。

【 開始時期 】

平成16年2月

【 事業概要 】

- (1) 区民・事業者に対するグリーン購入についての啓発および行動の呼びかけ
- (2) グリーン購入推進に関する基本方針を定め、毎年環境省環境物品等の調達の推進に関する基本方針に準じて、その年度の対象品目と判断基準を決定し、可能な限り判断基準を満たす物品を購入するように各所管に依頼

【 事業実績 】

平成29年度：15分野171品目
平成30年度：15分野171品目
令和元年度：15分野172品目
令和2年度：16分野171品目
令和3年度：16分野177品目
令和4年度：17分野179品目

3 エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)



【 根拠法令等 】

「エコ活動ネットワーク足立」設置要綱

【 目的 】

区民等の団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流及び連携の強化並びに区の環境行政との協働を目的とし、団体による区内での自発的な環境の保全に関する活動を促進する。

【 開始時期 】

平成26年12月

【 発足経緯 】

温暖化防止区民会議実行委員会と区民環境フォーラムを統合し、環境活動・環境に係る事業活動を行う団体・事業者を対象として、環境活動の紹介や交流を目的としたネットワークを平成26年12月に新設した(平成26年12月1日要綱施行、平成27年1月29日発足式)。

【 事業概要 】

登録団体間で連携を生み出し、自発的で多様な環境活動が行われるネットワークを構築していく。

エコ活動ネットワーク足立 **Eco Activity Network Adachi**
愛称：EANA (いーな)

- 内容 ① 区ホームページやフェイスブック等で団体の環境活動情報を発信
② 区の環境イベントへの参画

【 事業実績 】

登録団体：100団体(令和5年3月末現在)

<交流会>

協働・協創推進課と環境プラットフォームの交流会を実施

参加団体 EANA、NPO法人、環境マイスター

開催日 令和5年3月16日(木)

実施場所 こども支援センターげんき 第3研修室

令和5年9月発行

発行 足立区

編集 足立区 環境部 環境政策課

東京都足立区中央本町1-17-1

電話03-3880-5111 内線3111~3113

電子メール kankyoseisaku@city.adachi.tokyo.jp



足立区